



cutting through complexity

2015年度版 フィリピン投資ガイド

KPMGフィリピン

はじめに

この冊子ではフィリピンへの投資を考えられている方のみならず、既に事業を行われている皆様方のために、フィリピンの国の概況、また、同国への投資の可能性について説明します。また、投資の奨励制度、業務規制、税制などについても基本的な情報を提供します。各事項に関する詳細な情報や例外的な取扱い事項などについては言及していません。また、これらの情報は、本冊子の発行後に変更される場合もあります。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は2015年6月の時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にフィリピンでの事業を始められる場合は、あらかじめ専門家のアドバイスを受けるようにお勧めします。

KPMGは監査、税務、アドバイザリーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。世界155ヶ国以上のメンバーファームに162,000名以上のプロフェッショナルを擁し、サービスを提供しています。

フィリピンにおけるKPMGメンバーファームであるR.G.Manabat & Co.は、1986年に元中央銀行総裁であるDr.Jaime Layaにより設立され、Mario T. Mananghaya氏の経営参加によりLaya Mananghaya & Co.となり、1998年にKPMG Internationalに加入しました。両者の退職後、2007年に現マネージングパートナーであるRoberto G. Manabatや、Emmanuel P.Bonoanらが新たに加わり、MANABAT SANAGUSTIN & Co.となり、2014年2月以降現在の事務所名となっています。約900名以上のプロフェッショナルを擁し、監査、税務、各種アドバイザリーサービスを提供しています。

R.G.Manabat & Co.

KPMG Philippines

マニラ – Head Office:

9th Floor KPMG Center

6787 Ayala Avenue

Makati City 1226, Metro Manila

T: +63 (2) 885 7000

F: +63 (2) 894 1985

Email: manila@kpmg.com.ph

目次

第1章	ビジネスの環境	3
	基本情報	3
	政治・経済環境	3
第2章	フィリピンへの投資方法	5
	事業形態	5
	資本制度	7
	設立手続	10
	会社運営	13
第3章	事業規制	16
	会計と財務報告	16
	投資に関する法律と外資規制	17
	環境規制	20
	労働規制	20
	外国為替規制	21
第4章	税制	22
	概要	22
	法人所得税	22
	最終源泉税	28
	付加価値税	29
	個人所得税	31
	その他の税制	35
	移転価格税制	36
第5章	投資に対する優遇措置	39
	BOI登録企業に対する優遇措置	39
	PEZA登録企業に対する優遇措置	40
	CDC、SBMA登録企業に対する優遇措置	41
付録	設立手続での必要書類	42
	会社運営のまとめ	43
	BOIとPEZAの優遇措置比較	45
	税務トピック	46
	KPMGのサービス内容	60
	連絡先／オフィス	62

第1章

ビジネスの環境

基本情報

フィリピン共和国は、東南アジアに位置し、フィリピン海、南シナ海、セレベス海に囲まれている島国です。大小**7,107**あまりの島々から構成され、面積は約**300,000**平方キロメートル(日本の**8割**程度)です。

フィリピンは主にルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島の**3つ**の地域に区分されます。人口は国全体で**98.2**百万人であり、最も人口が多いのはルソン島に位置する首都マニラで、大都市圏(メロマンラ)を形成しており、次いで**第2**の都市のダバオはミンダナオ島に位置し、**第3**の都市セブはビサヤ諸島に位置しています。人口増加率は、増加傾向で推移しています。

これらの地域はいずれも、東南アジアの熱帯気候に属し、雨季、乾期、暑期の**3つ**の季節に分類されます。地域によって差があるものの、一般的には、**6月**から**10月**までが雨季となり、**11月**から**2月**までが乾期となり、**3月**から**5月**までが暑期となります。年間を通じて平均気温は**27℃**程度で、平均湿度は**78%**です。

政治・経済環境

政治・体制
形態: 立憲共和制
独立: 1946年
憲法: 1987年2月11日制定
体制: 大統領及び副大統領、二院制の立法府、立法・行政より独立した裁判所
行政地域: メロマンラと 15 の地方、 79 の州、 115 の都市
選挙権: 18 歳以上

経済指標			
	2011年	2012年	2013年
GDP成長率	3.9%	6.8%	7.2%
名目GDP (単位:百万)	9,706,267 PHP	10,564,887 PHP	11,548,191 PHP
名目GDP (単位:百万)	224,095 USD	250,182 USD	272,067 USD
消費者物価指数 上昇率	4.6%	3.2%	3.0%
失業率	7.0%	7.0%	7.1%
経常収支 (単位:百万)	5,643 USD	6,949 USD	10,393 USD
貿易収支 (単位:百万)	-20,428 USD	-18,926 USD	-17,702 USD
為替レート (期中平均、対USD)	43.3131	42.2288	42.4462
為替レート (期末日レート、対USD)	43.9280	41.1920	44.4140
輸出額 (単位:百万)	48,305 USD	52,100 USD	56,698 USD
うち対日輸出額 (単位:百万)	8,886 USD	9,881 USD	11,423 USD
輸入額 (単位:百万)	60,496 USD	62,129 USD	62,411 USD
うち対日輸入額 (単位:百万)	6,516 USD	6,470 USD	5,220 USD
直接投資受入額 (単位:百万)	258,231 PHP	289,544 PHP	274,014 PHP
直接投資受入額 (単位:百万)	5,962 USD	6,857 USD	6,456 USD

出所: 日本貿易機構(ジェトロ) フィリピンの基本情報、概況

http://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/basic_01.html

第2章

フィリピンへの投資方法

事業形態

外国の投資家がフィリピンへ進出を行う場合、子会社、支店、駐在員事務所、パートナーシップ等の形態を利用できます。ただし、外国投資ネガティブリストに記載された業種については、外国企業の投資が禁止・制限されています。

以下、日系企業の主要な進出形態である子会社の設立、支店の開設、駐在員事務所の開設について説明します。

子会社

事業規制にかからない範囲で、外国人投資家がフィリピン国内に会社を設立し事業を行うことが可能です。フィリピンで設立された子会社は、本国の親会社とは別の法人格を有し、フィリピンの内国法人としてフィリピン会社法に従って運営を行う必要があります。

フィリピンの会社法によると、取締役の人数は**5名から15名以下とされ**、過半数の取締役はフィリピンの居住者でなければならないとされています。また、取締役は最低**1株**の保有が義務づけられます。この他、社長 (**President**)、秘書役 (**Corporate Secretary**)、財務役 (**Treasurer**) といった役員を選任する必要があります (詳細は「第2章 会社運営」を参照)。

また、一般的に外国人投資家が**40%以上**を投資する場合は、**20万米ドル**の資本金を払い込む必要があります。

原則として、子会社は、財務諸表を作成し、証券取引委員会 (**SEC**) に報告を行う必要があります。また、税務申告に関しては、税務申告書を作成し、決められた期間内に内国歳入局へ申告・納税する必要があります。

支店

外国企業が、フィリピン国内にその支店を開設することも可能です。フィリピンに開設された支店は、国外の本社の一部として位置づけられ、営業上の拠点として登録されます。

支店の開設は、子会社の設立に比べ設立要件等が簡易であるという利点があるものの、財務報告及び税務申告に関しては子会社と同等の手続が必要とされています。すなわち、財務報告については、支店の財務諸表を作成し証券取引委員会 (**SEC**) へ報告を行う必要があります。法人所得税の計算に関しては、本社の所得と支店の所得を切り分け、支店の課税所得を計算し申告・納付を行う必要があります。

また、支店を開設する場合でも、子会社の設立と同様に最低20万米ドルの資本に相当する金額を払い込む必要があります。さらに、フィリピン支店が本国の本店に送金を行う場合、送金額×15%の支店利益送金税が課されます。

なお、支店設立後60日以内に100,000ペソ以上の有価証券をSECに預託する必要があります。

また、この他にも総所得が5,000,000ペソを超えた場合、その超過分の2%にあたる有価証券を追加預託する必要が生じたり、時価の下落による損失部分について有価証券の追加預託が求められる場合もあります。

その他親会社の財務諸表の財務比率によって追加預託が求められる場合もあります。

駐在員事務所

外国企業は、フィリピン国内に駐在員事務所を設立することも可能です。支店と同様、駐在員事務所は、本社の一部として位置付けられます。駐在員事務所は通常、情報収集・分析、販売促進など限定された活動を行うことが前提とされており、フィリピン国内で所得を獲得する活動を行うことができません。所得を獲得する活動を行ってしまうと、恒久的施設の認定を受けフィリピン国内で課税されるリスクがある点に留意が必要です。

駐在員事務所を開設する際は、最初の運転資金として最低3万米ドルの送金が必要です。駐在員事務所は、この運転資金の範囲内で業務を行います。

なお、駐在員事務所も財務報告及び税務申告に関しては子会社・支店と同等の手続が必要とされています。

地域統括本部 (RHQ, Regional Headquarters)

国際取引を行う多国籍企業の管理本部として地域統括本部 (RHQ, Regional Headquarters) をフィリピンに支店形態で設立することも可能です。フィリピンの地域統括本部 (RHQ) は、アジア太平洋地域の子会社及び関連会社並びに支店に対して管理監督、連絡、調整を担います。他の支店形態と異なり、フィリピンを源泉とする所得を獲得することやフィリピンの子会社及び他の支店の経営参加を行うことも出来ません。また、年間5万米ドルの資本に相当する金額を運営費を補うために送金することが義務付けられています。なお、地域統括本部として様々な優遇措置が付与されます。

地域事業統括本部 (ROHQ, Regional Operating Headquarters)

フィリピン、アジア太平洋地域及びその他の外国市場で事業を行う関連会社及び子会社並びに支店へ以下のサービスを行うための統括本部として地域事業統括本部 (ROHQ, Regional Operating Headquarters) をフィリピンに支店形態で設立することも可能です。

- ・管理業務／計画
- ・事業計画／調整
- ・原材料の調達
- ・財務アドバイザーサービス
- ・販売管理／促進
- ・訓練／人材管理
- ・物流サービス
- ・研究開発／製品開発
- ・技術支援／メンテナンス
- ・データ処理
- ・事業開発

地域統括本部 (RHQ) とは異なり、フィリピンを源泉とする所得を獲得することは可能です。なお、最低20万米ドルの資本に相当する金額を払込む必要があります。地域事業統括本部 (ROHQ) は、地域統括本部 (RHQ) と同様に様々な優遇措置が付与されます。

地域倉庫 (RW, Regional Warehouses)

国際取引に従事し、スペアパーツ、コンポーネント、半製品及び原材料をアジア太平洋地域及びその他の外国の流通業者または市場に供給し、地域統括本部 (RHQ, Regional Headquarters) または地域事業統括本部 (ROHQ) を設立している、または同時に設立する多国籍企業は、地域倉庫を開設することが可能です。地域倉庫の役割は、梱包、包装、切断、マーキング、ラベル貼り、顧客仕様への変更、販売可能な商品への組立等を含むパーツ、原材料等の保管及び輸出用に本社が購入した商品の倉庫です。地域倉庫自体は、直接に事業を行ったり、販売促進行為やフィリピン国内での製品の販売等の契約締結を行うことはできません。地域倉庫として様々な優遇措置が付与されます。

その他の事業形態

なお、建設プロジェクト等のため2社以上の企業がジョイントベンチャーを形成する場合があります。ジョイントベンチャーは子会社として法人を設立するケースのほか、契約に基づきコンソーシアムを形成するケースが見られます。

資本制度

資本制度の概要

フィリピン会社法上、日本と同様に資本制度が規定され、会社の設立に際しては、資本の引き受けや払込が行われます。また、支店や駐在員事務所についても子会

社(株式会社)の場合と同様に資本に相当する金額の引き受けや払込が求められます。

フィリピン会社法では資本は以下の通り授権資本(Authorized Capital)、引受資本(Subscribed Capital)、払込資本(Paid-in Capital)の3種類に分類されます。

資本の種類	
授権資本 (Authorized Capital)	取締役会の決定で株式を発行できる授権資本枠。授権資本は、引受資本の4倍を限度として株主総会の決議で設定を行うことができます。
引受資本 (Subscribed Capital)	授権資本のうち引き受けが行われている部分。授権資本のうち少なくとも25%は引き受けられる必要があります。また、引受資本のうち引き受け時に25%以上の払込が必要となります。ただし、外国人株主は、後に記載する最低資本金以上を払込む必要があります。
払込資本 (Paid-in Capital)	引受資本のうち実際に会社に対して払込が行われている部分(会計上、資本の部に計上される部分)。

最低資本金または送金額

フィリピンでは最低資本金制度があり業種ごとに最低資本金(払込資本)の額が設定されていますが、外国企業がフィリピンに子会社を設立するか、または支店を開設する場合は、20万米ドルの最低資本金が必要となります。

業種	最低資本金
外資持分比率40%以上の国内法人	
国内向け企業	200,000 USD
輸出企業	5,000 PHP
外国企業の支店	
国内向け企業	200,000 USD
輸出企業	5,000 PHP
外国企業の駐在員事務所	30,000 USD

なお、子会社、支店ともに、最先端技術に関連する活動を行う場合や50人以上の従業員を直接雇用する場合には、最低支払うべき資金の額が10万米ドルに減額されます。

下記は、主な進出形態である子会社及び支店並びに駐在員事務所の進出形態の比較を表にまとめました。

	子会社	支店	駐在員事務所
法人格	本国本社とは別個の法人格	本国本社と一体	本国本社と一体
所得を生む活動	可能	可能	不可
資本金または初期送金額	200,000 USD以上	200,000 USD以上	30,000 USD以上
財務報告 ／納税申告業務	必要	必要	必要
発起人 ／居住代理人	5名から15名以下	1名	1名
取締役 ／居住代理人	5名から15名以下	フィリピン居住者である代理人が1名必要	フィリピン居住者である代理人が1名必要
法人税率	30%もしくは最低法人税2%	30%もしくは最低法人税2%	適用なし
法定監査	原則として必要	原則として必要	原則として必要

設立手続

【設立手続の流れ】



証券取引委員会への登録手続

フィリピンで事業を行うためには、まず証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下“SEC”）への登録を行う必要があります。これは子会社、支店、駐在員事務所いずれの場合においても要求されています。必要書類をSECに提出し登録証明書（Certificate of Incorporation）の発行を受ける手続を行います。

SECへの提出書類には、以下の図に示すものが含まれます。提出書類には銀行発行の送金証明書、預金証明書が含まれます。子会社の設立については資本金の払込、支店・駐在員事務所の開設については資本金に相当する運転資金の払込を終えた後にSECへの登録を行う手順となっている点に留意が必要です。

具体的なSECへの登録手続としては、SECに社名予約後、社名予約証明書として verification slip を入手します。次に、定款（Articles of Incorporation）及び付属定款（By-laws）の作成を行います。また、財務代理人（Treasurer-in-trust）を選任して、銀行口座を開設し、資本金の払込を行います。資本金の払込が完了したら、銀行より資本金の送金証明書、預金証明書が発行されます。最後に、SECへの登録情報書を作成し、上記の書類と財務役代理人の宣誓書とともに提出します。全ての書類を提出してから約2週間から3週間ほどで登録証明書が発行されます。

【SEC登録のための必要書類】

必要書類	子会社	支店/ 駐在員事務所
申請書	Form F100	Form F103/F104
社名確認書(社名3候補)	○	○
定款及び付属定款	○	
本社の定款		○
本社取締役会議事録 (支店/駐在員事務所開設の決議等)		○
財務役宣誓書	○	
本社の監査済み財務諸表		○
送金証明書	○	○
預金証明書	○	○
登録情報書	○	○

内国歳入庁(BIR)・地方政府等への申請、登録手続

SECの登録後、以下のような各種登録手続が必要となります。

1. 地方政府への登録

- Community Tax Certificate (CTC) の取得
- バランガイ(地方行政単位)の承認 (Barangay Clearance)
- 市長の承認 (Mayor's permit) と事業許可書 (Business License) の取得

(申請に必要な書類)

- SEC登録証明書
- 事業所賃貸契約書

2. 内国歳入庁(BIR)への登録

- 納税者番号の取得
- 源泉徴収代理人の登録

(申請に必要な書類)

- SEC登録証明書
- 事業許可書
- 事業所賃貸契約書
- 定款・細則
- 会計帳簿
- 印紙税の納付

許可が下りると、登録証明書 (Certificate of Registration) が発行されます。

3. 社会保障制度等への登録

- 社会保障制度 (SSS, Social Security System)、健康保険公社 (PhilHealth)、持家促進相互基金 (HDMF/Pag-Ibig) への登録

会社設立手続にかかる費用

各機関への登録費用は、登録資本に左右されます。SECでは、登録資本の0.2%の申請手数料及び申請手数料の1%の調査費用が主な費用として発生します。また、BIRの申請では、諸々の申請費用に加え印紙税が課されますので登録資本200ペソにつき1ペソを支払う必要があります。

例えば、20万米ドルが外国企業に求められる最低資本金額(授權資本金額、引受資本金)であることを考えると、下記のような金額が最低必要となります。この他にも地方政府への支払手数料がかかります。

設立費用 (1 USD=45pesos) (例)		
SEC	$200,000 \times 45 \times 0.2\% \times (1 + 1\%)$	19,800 PHP
BIR	$200,000 \times 45 \div 200$	45,000 PHP

フィリピン経済特区庁への登録手続

特別経済区域に入居し、優遇措置を受けることを意図している企業は、フィリピン経済特区庁への登録が必要となります(優遇措置の内容は、第5章 投資に対する優遇措置参照)。フィリピン経済特区庁 (Philippine Economic Zone Authority) は通称“PEZA”とよばれ、フィリピンでの優遇投資の登録・管理を行っている機関の1つです。このPEZAへの登録申請は、SECの登録手続の前後に行われます。したがって、通常は上述の内、会社の設立、内国歳入庁・地方政府等への登録手続と平行して行われることになります。

申請書類は、事業の内容によって多岐にわたりますが、例えば以下のようなものが必要となります。

- PEZA申請フォーム (RA3019)
- 反汚職証明
- PEZA申請及び代表者指名に関する取締役会議事録
- SECの登録証明書
- 定款、付属定款
- 事業の詳細(開発計画とタイムテーブル)プロジェクトブリーフ
- 申請者の交渉済み宣誓書
- 取締役の履歴書及びパスポートコピー
- 親会社の概要

上記書類を提出した後、PEZAのボードミーティングで承認されれば、PEZA登録のための事前の条件が提示されます。事前の条件に記載されている事項を準備し、提出することによって許可が下ります。事前の条件には、環境天然資源省から発行された環境適合証明書が求められる場合があります。許可が下りると、アグリーメントのサインングをPEZA長官と行い、その後PEZA登録証明書 (PEZA Certificate of Registration) が発行され、優遇措置を受けることができます。

なお、PEZAのボードミーティングは、月2回のみで開催です。申請は、ボードミーティングの最低3日前までに行う必要があり、申請のタイミングには、十分に注意する必要があります。

会社運営

フィリピン会社法に基づいて設立された株式会社は、日本の株式会社と同様、株主によって構成される株主総会により会社の基本的事項について意思決定が行われます。また、株主総会で選任された取締役から構成される取締役会において経営の重要事項について意思決定が行われます。

この点、フィリピン会社法では会社の存続期間を定める必要があり、また、取締役会によって社長 (President)、財務役 (Treasurer)、秘書役 (Corporate Secretary) といった役員 (Officers) が選任される点に特徴があります。以下、フィリピン会社法上の事業運営の特徴点について説明します。

会社の存続期間

フィリピン会社法では会社の存続期間を定款に定める必要がある点に特徴があります。会社法上の最長存続期間は50年とされており、通常は50年とすることが一般的となっています。会社の存続期間は更新を行うことができます。仮に延長を行わず存続期間を経過してしまった場合、原則として会社を解散しなければならない点に留意が必要です。

株主総会

株主総会は、株主全員によって構成される機関で、会社の基本的事項について意思決定を行います。定時株主総会の召集通知は、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも2週間前に、名簿上のすべての株主に送付する必要があります。また、臨時株主総会の召集通知は、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも1週間前に、名簿上のすべての株主に送付する必要があります。なお、金銭配当は、取締役会の決議により実施されるため株主総会での決議は必要とされていない点に留意が必要です。

- 通常決議

株主総会では通常、定款で別段の定めがない限り、出席した株主が有する発行済み株式総数の過半数の賛成をもって承認が行われます。

決議事項

- 1) 監査済みの財務諸表の承認
- 2) 取締役の報酬決定 など

- **重要事項の決議**

法令で定める重要事項については、発行済み株式総数の過半数の賛成をもって承認が行われます。

決議事項

- 1) 取締役の選任
- 2) 取締役解任の株主総会召集
- 3) 付属定款の採用・変更 など

- **特別決議**

発行済み株式総数の3分の2以上の賛成をもって承認が行われます。そのほとんどの決議は、事前に取締役会の過半数の決議を得る必要があります。

決議事項

- 1) 定款の変更(16条)
- 2) 取締役の解任(28条)
- 3) 合併(77条)
- 4) 株式配当(43条)
- 5) 財産の売却または処分(32条)
- 6) 先取買取請求権の拒否(39条)
- 7) 増資・減資(38条)
- 8) 社債の発行(38条)
- 9) 解散(119条)
- 10) 会社の存続期間の延長または短縮(37条) など

- **開催場所**

株主総会または社員総会は、通常または特別のいずれにしる、法人の本店が所在する市または自治体において開催するものとされています。また、可能であれば、本店で開催されるものとされています。

- **定足数**

会社法または付属定款に別段の定めがない限り、株主総会は、発行済み株式総数の過半数にあたる株式を保有する株主をもって定足数となります。

取締役会

取締役会は、取締役に由り構成され、経営の重要事項について意思決定を行います。取締役は最低でも1株の引受を行う必要があります(すなわち、取締役は株主である必要があります)。また、取締役の過半数は、フィリピン居住者である必要があります。取締役の任期は1年で定款の定めに従って5名-15名の人数を選任できます。

取締役に対する報酬総額は、前事業年度の税引前当期純利益の10%を上限として認められます。

付属定款に別段の定めがない限り、取締役会の定足数は、登記されている取締役の過半数であり、取締役会は出席した取締役の人数の過半数の賛成をもって決議を行います。

ただし、役員を選任は、全ての取締役の過半数の賛成をもって決議されます。

役員 (Officers)

役員は取締役会により選任されます。会社法上、役員として社長 (President)、財務役 (Treasurer)、秘書役 (Corporate Secretary) の選任が義務付けられています。

- **社長 (President)**
社長は、会社を代表して業務の執行にあたるもので、日本での代表取締役に相当するものです。社長は、取締役である必要があります (したがって、株主でもある必要があります)。後述する財務役、秘書役との兼任はできません。
- **財務役 (Treasurer)**
財務役は、主に財務報告書類の正確性を確認し、署名を行います。財務役は、取締役である必要はありません。財務役は、フィリピン居住者である必要があります。財務役は、会社預金の引き出しや小切手等への署名、会社帳簿の証憑の保管、財務諸表を作成し、政府機関へ提出する義務などを有します。
- **秘書役 (Corporate Secretary)**
秘書役は、主に株主総会の召集通知の発送、株主総会や取締役会の議事録作成や監督、株券発行の管理・副署、株主名簿の管理、社章の保管・押印・証明、委任状の有効性の確認などを行います。秘書役はフィリピン国籍を有するフィリピン居住者である必要があります。秘書役は会社のコンプライアンスの根幹となる重要な役割を担うため、フィリピン在住のフィリピン人弁護士に依頼するケースが多く見受けられます。

会社運営に必要な事項については、付録をご参照ください。

第3章

事業規制

会計と財務報告

会計帳簿

全ての会社は、帳簿を整備し、内国歳入庁所轄税務署長より承認を得る必要があります。このうち、いずれかの四半期の売上高が**150,000**ペソを超える場合は、総勘定元帳や補助簿といった帳簿体系の整備が求められます。会計帳簿は、フィリピン通貨(ペソ)による記帳が求められ、確定申告書提出後**10**年間の保存を求められます。内国歳入庁は、会計帳簿の調査を行う権限を通常は**3**年間有し、一般的には、1課税年度につき**1**回のみ調査が行われます。

なお、**10**年間の会計帳簿保存は、申告書の締め日の翌日、または申告書の提出が遅れた日から**5**年を経過した後は、条件を満たせば電子的方法による記録も認められています。

会計期間(課税期間)

フィリピンの所得税法では、会計期間(課税期間)は、暦年ベース(1月1日から12月31日)とされます。ただし、**12**ヶ月の会計期間(課税期間)を任意に選定することも可能です。なお、会計期間の変更の際には、付属定款の変更を行ったうえで、**SEC**へ申請を行い、最終的に**BIR**からの承認を得る必要があります。**BIR**への承認は、変更後の会計期間の開始日から**60**日以前に申請を行う必要がある点に留意が必要です。

会計報告の義務

払込資本が**50,000**ペソを超える会社は、独立の公認会計士による監査済みの財務諸表を**SEC**及び内国歳入庁に提出する必要があります。財務諸表は、**BIR**へ事業年度終了日から**4**ヶ月目の**15**日までに提出する必要があります。また、**SEC**へは事業年度終了日から**120**日以内に提出する必要があります。

この他に四半期の売上高が**150,000**ペソを超える場合は、独立の公認会計士による監査済み財務諸表を内国歳入庁に提出する必要がありますが、上記の**50,000**ペソの資本金規定によりほとんどの日系の会社は公認会計士の監査を受ける必要があるものと考えます。

会計の原理

フィリピンで一般に公正妥当と認められている会計の原則は、国際財務報告基準にほぼ準拠するものです。フィリピンでは段階的に**IFRS**を採用して行き、**2005**年よ

り全面的にIFRSが採用されました。国内の会計基準設定主体である財務報告基準委員会 (Financial Reporting Standards Council, FRSC) は、フィリピン財務報告基準 (Philippine Financial Reporting Standards, 以下PFRS) を発行しています。ただし、中小企業については、実務的な負担を考慮して「中小企業向けPFRS」が適用されます。ここでの中小企業とは、総資産3百万ペソから350百万ペソか、総負債3百万ペソから250百万ペソの会社等をいいます。なお、「中小企業向けPFRS」は「中小企業向けIFRS」と同等の会計基準となっています。総資産と総負債が3百万ペソ以下の零細企業については、中小企業向けIFRSの採用に替えて税務会計等の簡易的な計算を行うことができるとされています。

投資に関する法律と外資規制

フィリピンでの投資に関わる主な規定は1987年オムニバス投資法 (The Omnibus Investment Code)、1991年外国投資法 (The Foreign Investment Act)、特別経済区域法 (The Special Economic Zone Act) にまとめられています。

オムニバス投資法

(The Omnibus Investment Code, Executive Order No. 226)

オムニバス投資法は、フィリピンでの投資に関する全ての法律を合わせるかたちで1987年に制定されました。オムニバス投資法は、税務上の優遇措置やその他の優遇措置を拡大してフィリピンへの投資を推進するために制定されました。

オムニバス投資法はBook I からBook VIまでの6章で構成されています。ただし、別途に外国投資法が制定されたことにより、インセンティブを伴わない投資に関する規定 (Book II) が無効化されました。これによりオムニバス投資法は、インセンティブを伴う投資に関する法律として位置づけられています。

外国投資法

(The Foreign Investment Act, Republic Act No. 7042)

外国投資は1991年に制定されました。前述の通り、外国投資法は、従来オムニバス投資法に含まれていた「インセンティブを伴わない投資」に関する規定に替わるものです。オムニバス投資法により40%に制限されていた外国資本の出資比率が、一定の条件の下で緩和され、規制対象外の業種については100%外資の投資が行えるようになりました。

特別経済区域法

(The Special Economic Zone Act of 1995)

特別経済区域法は特定の地域に対する投資を促進するため、1995年に制定されました。指定された経済地区に進出する企業に対して優遇措置を与えるものです。

外国投資家の基本的権利

オムニバス投資法により、全ての投資家は以下の権利が保護されています。

- 投資の清算と本国へ資本を引き上げる権利
- 利益、キャピタルゲイン、配当を送金する権利
- 外国為替を得る権利
- 対価なく政府から投資資産の取用を受けない権利

外国投資の制限

外国投資法に基づき、外国投資ネガティブリスト (FINL, Foreign Investment Negative List) に記載される一定の業種については外国資本の出資比率が制限されています。逆に言えば、外国投資ネガティブリストに記載のない業種については、出資比率の制限なく投資を行える制度となっています。

当該投資法における「外国投資家」とはフィリピン国民以外のものと定義されており、また、「フィリピン国民」とはフィリピン国籍を有する個人、並びに、フィリピン国内法による設立された会社であって、その発行株式及び議決権の60%以上をフィリピン国民により保有されているもの等とされています。

外国投資ネガティブリストは、以下のリストAとリストBから構成されています。

- リストA:
外国人の投資が憲法または特定の法律に基づいて制限されるもの
- リストB:
外国人の投資が安全、国防、健康及び倫理に対する危険または地域の中小企業の保護のために制限されるもの

【外国投資ネガティブリスト】(抜粋)

List A
外国資本による投資が禁止される業種
レコーディング以外のマスメディア
特定の専門職(薬剤、放射線・エックス線技術、犯罪捜査、林業、法律等)
払込資本が2,500,000 USD以下の小売業
小規模鉱山業
海洋資源を使用する業務
闘鶏場の運営
核兵器の製造等
生物兵器の製造 など
外国資本比率が20%以下に制限される業種
私的ラジオネットワークの構築

List A (続き)
外国資本比率が25%以下に制限される業種
人材紹介業
公的事業の契約
軍事防衛に関わる建設業
外国資本比率が30%以下に制限される業種
広告業
外国資本比率が40%以下に制限される業種
天然資源の発掘、開発**
土地の所有
公共サービス業の運営
教育機関の運営または設立
政府系企業への物品の納品
一定のコンドミニアムの所有 など
外国資本比率が49%以下に制限される業種
SECの規制下の金融貸付会社
外国資本比率が60%以下に制限される業種
SECの規制下の金融会社
SECの規制下の投資企業

**大統領の承認の下、100%外資参入可

List B
外国資本が40%まで制限
1. フィリピン警察により規制されている物品の製造
2. フィリピン国防省により規制されている物品の製造 など

(以上、2015年6月の「第10次ネガティブリスト」による)

なお、建設業に関しては、外国投資ネガティブリストでの制限はありませんが、別途規制当局(PCAB)により外資比率が40%に制限されています。

土地所有の制限

フィリピンでは外国投資ネガティブリストにより、外国資本比率が40%超の会社は土地を所有することができません。そのため、工場などの用途で土地を利用する場合、通常、土地所有者からリース(賃貸期間最長50年、更新可)するか、現地のパートナーと土地所有会社を設立し当該土地所有会社から土地をリースする方法が採られています。

土地所有会社を設立する場合、ネガティブリストにある通り外国資本比率が40%を超えることができません。したがって、通常は60%以上の持分を以下に依頼することが考えられます。また、この場合は、社長はフィリピン国籍者、役員の大半数はフィリピン国籍者であることも要します。

1. Retirement Fund(従業員の退職年金基金)
2. フィリピン人のビジネスパートナーや弁護士

Retirement Fundとは、フィリピンで従業員の退職金に充当する資金を会社が拠出し運用する基金です。会社設立直後では、Retirement Fundが設立されていないことが想定されるため、実務上は、上記2.の方法でフィリピン人のビジネスパートナーや弁護士に株主となってもらった土地所有会社に土地を取得させます。その後Retirement Fundに資金が蓄積された段階で、必要に応じて土地所有会社の株式を基金に移動させることが行われています。

環境規制

フィリピンの環境関連の規制を管轄する部署は環境天然省(DENR, Department of Environment and Natural Resources)です。また、DENRの下に置かれている環境管理局(EMB, Environmental Management Bureau)によって環境適合性評価(ECC, Environmental Compliance Certificate)が行われています。

労働規制

1974年制定のフィリピン労働法(Labor code of the Philippines)によって労働の基本的な規制が示されています。

労働規制	
採用	・試用期間は6ヶ月以内
就労時間	・1日8時間以内 ・1週間48時間以内 (最低1週間に1日は休日を設定する必要がある)
時間外手当 ／深夜手当	午前6時以降午後10時までの残業 ・8時間以内での残業は割増なし ・8時間超の残業に対して25%割増(時間外手当) 午後10時以降午前6時までの残業 ・8時間以内での残業は10%割増(深夜手当) ・8時間超の部分に対して37.5%割増 $0.1 + (1 + 0.1) \times 0.25 \Rightarrow 37.5\%$ (深夜手当+時間外手当)

労働規制(続き)	
休日出勤手当	<p>通常の休日・特別祝日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8時間以内の勤務に対しては30%割増 ・8時間超の勤務に対しては上記の30%割増 ・休日と特別祝日が重なる場合は50%割増 <p>法定祝日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100%割増 ・法定祝日と休日が重なる場合は160%割増
給与の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・2週間に1回の支給 ・もしくは、1ヶ月に2回、16日以内の間隔で支給
13ヶ月目給与	<ul style="list-style-type: none"> ・最低1ヶ月分
退職金	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上勤務実績がありかつ60歳以上に対して就労年数×月給×0.5を支給
解雇	<ul style="list-style-type: none"> ・契約違反等の一定の事由がある場合を除き解雇できない。

外国為替規制

一般的にフィリピンは自由な外国為替制度を採用しています。外貨の持ち込み、持ち出し、売却は自由に行うことが可能ですが、主に以下のような規制がある点に留意が必要です。

- 海外からの借入
外貨での借入を行うことができますが、市中銀行を通して元利金の支払いを外貨で行う場合、中央銀行(BSP, Bangko Sentral ng Pilipinas)への事前の許可等が必要となります。
- 配当等の送金
配当や利益の送金のために市中銀行を通して外貨を購入する場合は、中央銀行の事前の登録が必要となります。通常は設立手続の際に中央銀行への登録を行います。

第4章

税制

概要

フィリピンの税制は、主に国税と地方税に分類され、主に以下のような種類に分かれています。

国税	地方税
<ul style="list-style-type: none">- 所得税(法人所得税、個人所得税)- 付加価値税- 関税- 相続・贈与税- パーセンテージ税- 物品税- 印紙税- キャピタルゲイン税 など	<ul style="list-style-type: none">- 固定資産税- 不動産取引税- 事業税 など

国税は、内国歳入庁と関税庁が管轄し、地方税は、州・市・自治区等の地方政府が管轄しています。内国歳入法を基本とし、1997年に改定された「1977年租税改正法(Tax Reform Act of 1997, Republic Act No.8424)」が現行法として運用されています。1977年改正租税法は、全292条からなり、内国歳入庁の組織、所得税、贈与税、付加価値税、その他のパーセンテージ税、特定商品に対する消費税、印紙税等網羅的な規定となっています。地方税に関しては、従来は地方自治体による課税は禁止されていましたが、1991年に制定された「地方自治法(Local Government Code)」により課税が行われるようになっていきます。

法人所得税

概要

フィリピンにおける法人所得税の納税義務者は、内国法人と外国法人に分類され、さらに外国法人は外国居住法人と外国非居住法人に区分されます。当該区分に基づき、内国法人は全世界所得に対して、外国居住法人はフィリピン国内所得に対して課税されます。外国非居住法人には、特定所得への源泉徴収により課税が行われます。

内国法人と外国居住法人は売上高から必要経費を差し引き正味の課税所得を計算し、これに対して30%のフラットレートで計算された税額に基づき申告・納税を行います。なお、源泉分離課税対象所得は、通常の所得計算から除外され、源泉徴収税額が確定税額となります。一方、外国非居住法人については正味の課税所得の計算は行われず、源泉徴収により課税が行われます。

納税義務者の分類

納税義務者は、内国法人と外国法人に分類されます。さらに外国法人は外国居住法人と外国非居住法人に分類され、それぞれの分類ごとに課税の範囲が定められています。

内国法人は、フィリピンの法律により設立・登録された法人で、一般的に、フィリピンに設立した子会社は内国法人に該当します。一方、外国法人とは、フィリピンの法律に基づいて設立された法人以外の法人です。外国法人のうちフィリピン国内で事業を営む法人は外国居住法人とされ、一般的にはフィリピンで営業を行う支店などが該当します。外国法人のうちフィリピン国内に支店等の恒久的施設を有さない法人は外国非居住法人とされます。

法人の分類	定義
内国法人	フィリピンの法律により設立された法人
外国居住法人	内国法人以外の法人でフィリピン国内で事業を営む法人
外国非居住法人	内国法人以外の法人でフィリピン国内で事業を営まない(恒久的施設を有さない)法人

課税所得の範囲

内国法人、外国居住法人、外国非居住法人の分類ごとに以下のように課税の範囲が定められています。ただし、内国法人の株式売却益については、売却地を問わずフィリピンの国内源泉所得とされています。

法人の分類	課税所得の範囲
内国法人	全課税所得
外国居住法人	フィリピン国内源泉所得
外国非居住法人	フィリピン国内源泉所得(貸付金の利子、配当、ロイヤルティ、株式売却益等)

課税所得の分類

法人所得税における課税所得は、通常の所得、源泉分離課税所得、キャピタルゲイン等別途課税される所得に区分されます。

このうち通常の所得は、総所得から事業経費を控除した正味の課税所得のことを指します。源泉分離課税所得やキャピタルゲイン等別途課税される所得は、通常の課税計算から除外されます。なお内国法人が他の内国法人から受領する配当は非課税とされるため、通用の所得計算から除外されます。

源泉分離課税所得は、銀行利息、ロイヤルティが該当し、内国法人はそれぞれ20%の源泉分離課税となります。源泉分離課税所得は、源泉徴収により課税関係が完了するため通常の課税所得の計算からは除外されます。

キャピタルゲイン等別途課税される所得には、上場株式の売却益、非上場株式の売却益、非事業用不動産の売却益が含まれます。このうち上場株式の売却益は、0.5%の課税により課税関係が終了します。非上場株式の売却益については、100,000ペソを超える売却益は10%、100,000ペソ以下の売却益については5%の課税により課税関係が終了します。非事業用不動産の売却益については、売却価額または公正価値のいずれか大きい額の6%で課税され課税関係が終了します。

課税所得の分類	内容
通常の所得	総所得－事業経費
源泉分離課税所得	銀行利息、ロイヤルティ等
キャピタルゲイン等別途課税される所得	株売却益、非事業用不動産の売却益等

通常の所得の計算

内国法人及び外国居住法人は、通常の課税所得を計算する必要があります。通常の課税所得は総所得から事業経費を差し引いた正味の課税所得として計算されます。

1. 長期請負工事
1年を超える長期請負契約については工事進行基準により売上を計算します。
2. 割賦契約
割賦販売については以下の計算式により売上を計算します。
当該割賦契約の総利益×当期に受領した売上代金／延払総額
3. たな卸資産
たな卸資産を保有する場合は必ず実地たな卸を行う必要があります。原価法のほか、低価法の採用も可能です。
4. 減価償却
減価償却方法については、企業が合理的と考える方法を自ら選ぶことができます。減価償却方法は定額法、定率法などが利用されています。税法上耐用年数に関する具体的な規定はなく、企業が合理的と判断される耐用年数を設定し、当局より書面による確認書入手する必要があります。
5. 各種引当金
税務上、各種引当金への繰入額の損金算入は認められていません。

6. 貸倒損失
貸倒損失は、回収不能な状態であることが明らかであり、かつ、納税者の事業に関連して発生した債権であり、関連当事者に対する債権でない場合にのみ損金計上が認められます。
7. 開発費
原則として発生時に損金処理を行います。ただし、一定の開発費については、資産計上を行い60ヶ月を超えない期間で償却することが認められます。
8. 租税公課
法人所得税、相続税、贈与税その他外国所得税などを除き損金算入ができません。
9. 寄付金
指定寄付金については、全額の損金算入が認められています。指定寄付金とは、国家優先計画に従い政府へ行う寄付等であり公益性が高いと考えられる寄付金です。その他の一般寄付金については、課税所得の5%を超えない範囲で損金算入が可能です。
10. 支払利息
事業用資産の取得に関連して生じる利息は、取得原価に含めて処理することも認められます。
11. 損害損失
災害等により生じる損失については、損金算入が認められていますが、指定された日(事故等が生じた日より30日以上90日未満)までに届け出を行う必要がある点に留意が必要です。

法人所得税率

内国法人及び外国居住法人は、正味課税所得(通常の課税所得)に対して30%の税率で課税されます。

申告と納税手続

フィリピンでは自己申告納税制度が採用されています。

1. 通常の所得
第1四半期から第3四半期までは、各四半期末の60日以内に四半期申告書を提出する必要があります。四半期申告書により申告・予定納付を行い、年度末に確定申告を行い通年での税額を確定させます。四半期申告書では、課税年度の開始日から各四半期までの累積の税額を計算し、当該税額から前四半期までに支払った税額を控除した税額を納付します。

また、確定申告では、4月15日または会計年度終了後4ヶ月目の15日以前の日いずれか適当な日に申告・納付する必要があります。予定納付額と確定税額の差額の精算を行います。既予定納付額が確定税額を上回る場合、還付請求または税額控除証明書(Tax Credit Certificate、以下「TCC」)発行の申請を行うか、次年度以降の予定納付額と相殺するかを選択することができます。次年度以降の予定納付額との相殺を選択した場合には、還付請求またはTCCの申請は再度選択できません。なお、次年度以降の予定納付額との相殺を選択した場合には、使用期限はなく企業が存続する限り永久に繰越可能です。

2. 源泉分離課税所得

源泉徴収により課税関係が終了するため、別途申告を行う必要はありません。

欠損金の繰越及び繰戻

税務上の欠損金は3年間の繰越が認められています。すなわち、欠損金を発生後3年間の課税所得と相殺し、当該事業年度の法人所得税額を減額することが可能です。一方で、欠損金の繰戻は認められていません。すなわち、発生した欠損金を過去の課税所得と相殺し、税金の還付を受けることはできません。なお、投資優遇を受けているPEZA企業や、BOI企業で法人税免除期間中の企業は、本制度は対象外となります。

キャピタルゲイン課税

フィリピンの所得税法上、キャピタルアセットに該当する資産の処分損益は、通常の所得とは分離されて取り扱われます。キャピタルアセットの売却益に対しては、別途課税が行われ、キャピタルロスについては、通常の所得と相殺することができません。

キャピタルアセットとは、販売目的のたな卸資産、減価償却が行われる固定資産、及び事業用不動産を除く全ての資産とされています。したがって、通常、投資用不動産や株式などがキャピタルアセットに該当し、これらの処分損益が通常の所得から分離されます。

- キャピタルアセットに該当する不動産
売却価額または公正価値のいずれか大きい金額に対して6%の確定税額を、取引日から30日以内に申告・納付を行います。
- 非上場株式
取引日より30日以内に確定申告書を提出し、納付します。確定申告書によりキャピタルゲインからキャピタルロス差し引いた純額に対して以下の税率に基づき納付を行います。なお、キャピタルゲインの額を上限としてキャピタルロスを相殺することが可能ですが、超過するキャピタルロスを翌期以降に繰延べるとは認められていません。

- 正味キャピタルゲイン100,000ペソ以下 :5%
 - 正味キャピタルゲイン100,000ペソ超 :10%
- 上場株式
パーセンテージ税として、売却価額×0.5%で課税(源泉徴収)されます。

最低法人所得税

フィリピンでは税収を安定的に確保する手段として、正味課税所得の有無に関わらず最低法人所得税 (Minimum Corporate Income Tax, 以下MCIT) の納付制度が導入されています。具体的には、正味課税所得×30%で計算される通常の法人税額が売上総利益×2%で計算されるMCITを下回る場合、最低法人税額を納付する必要があります。

通常の所得税額を上回るMCITについては、3年間の繰越が可能です。繰り越されたMCITは法人所得税との相殺は可能ですが、MCITそのものとの相殺は認められていない点に留意が必要です。なお、PEZA企業は、本制度の対象外となります。

不当留保金課税

所得を、配当などを行わず払込資本の100%を超えて留保している会社に対して当該留保を不適切な留保金とみなし、不当留保額に対して10%の課税が行われます。

- 課税対象法人
同族会社 (Closely-held corporation)、すなわち発行済み株式総数の50%以上を20名以下の個人株主によって保有されている会社が課税対象法人となります。
- 課税対象となる留保金
課税対象となる留保金はその年の未処分利益 (Undistributed Profit)、すなわち正味課税所得 (Net Chargeable Income) からその年度の法人所得税額と配当を控除した額です。
- 課税額
未処分利益 (Undistributed Profit) × 10%
- 合理的必要性の反証
上記未処分利益に対して配当等を行わない合理的必要性 (Reasonable Needs of the Business) があれば課税対象とならないとされ、合理的必要性を持って反証しない限り対象法人の株主等の租税回避行為があったとみなされ課税が行われます。ここでの合理的必要性による反証は、例えば、当該所得を会社の設備投資や建物設備の購入のために留保していることにつき取締役会で承認を行っている場合などを指します。

- 課税対象外となる企業
以下の法人は課税対象外となります。
 - 1) 銀行及びノンバンクの金融仲介業者
 - 2) 保険会社
 - 3) 公開会社** (Public Held Corporation)
 - 4) PEZA、スービック港湾市当局、クラーク特別経済区域登録企業 等

**ここでの公開会社は、発行済み株式総数の50%以上を21名以上の個人株主によって保有されている会社を意味します。対象会社自身が公開会社でない場合であっても、例えば日本の親会社が公開会社にあたることを示す証拠書類を準備することによって課税対象外となることが可能です。

なお、不当留保金に対しては、上記所得税法の規定による課税に加え、会社法の規定によりペナルティが課されます。会社法上は日本の親会社が公開会社である場合やPEZA登録企業である場合などの例外規定がないため、払込資本の100%を超える留保金がある場合、原則通りペナルティ対象となってしまう点に留意が必要です。

ペナルティ

加算税は本税に対して25%ですが、不正等があったと判断された場合、本税に対して50%の罰金が発生します。延滞税は年20%で計算されます。

最終源泉税

概要

最終源泉税とは、源泉徴収義務者によって代理徴収される税のうち、当該税金の支払いによってフィリピンでの課税関係が完結するものをいい、配当やロイヤルティの支払いといった取引に適用されます。

外国非居住法人に対する源泉徴収

フィリピンにある子会社から国外の親会社等がサービス料、配当、利息、ロイヤルティを受け取る場合、フィリピンにおいて以下のような課税が生じます。

所得の種類	フィリピン国内法	日比租税条約
サービス	30%	免税
ロイヤルティ	30%	10% or 15%
利息	20% or 30%	10%
配当	30%	10% or 15%

- サービス(技術指導料や経営管理料等)
フィリピンに恒久的施設(Permanent Establishment : PE)がない場合、非居住者の事業所得(Business Profit)は免税となります。
- 配当金
通常30%で源泉徴収が行われます。ただし、日本の親会社への配当は日比租税条約により以下の優遇税率が適用されます。
 - a. 6ヶ月以上10%以上の持株を継続保有する法人:10%
 - b. その他の法人:15%
- 利息
通常30%で源泉徴収が行われます。ただし、日本の親会社への利息は日比租税条約により10%の優遇税制が適用されます。
- ロイヤルティ
通常30%で源泉徴収が行われます。ただし、日本の親会社への支払は日比租税条約により10%の優遇税制が適用されます。

その他の国との租税条約については、付録をご参照ください。

フィリピンでは、国内法の税率に替えて租税条約上の軽減税率、もしくは免税措置を適用することが可能です。ただし、租税条約を適用して、軽減税率もしくは免税措置を利用する場合、租税条約救済手続(Tax Treaty Relief Application, 以下「TTRA」という)をフィリピンの税務当局に対して事前に申請する必要があります。TTRAの概要は、付録をご参照ください。

支店送金税

フィリピン支店(外国居住法人)が本国の本店に送金を行う場合、送金額×15%の支店利益送金税が課されます。

付加価値税

付加価値税の仕組み

付加価値税(Value Added Tax, 以下VAT)は、フィリピン国内で生み出された付加価値を課税対象とする税金で、最終的な負担を物品やサービスの国内での最終消費者へ求める間接税です。課税は取引の過程で随時行われ、納税義務者は物品の販売やサービスの提供を行う事業者となります。

各事業者は、自社の商品やサービスを提供するに際して、その売価に対してVATを付加して顧客に請求します。回収されたVAT(売上VAT)は、同社がその商品の調達や調達・製造に要した材料、その他の諸経費の支払いに際して支払ったVAT(仕入VAT)が控除された上で、差額が納付される仕組みになっています。このよう

な計算を行うことで、売上からそのために発生した原価や経費を控除した後の利益、すなわち付加価値に対してVATの税率を乗じたのと同じ税額が製品や商品の製造・流通の過程で納付されていくこととなります。

納税義務者

年間売上が1,500,000ペソを超える業者及び物品の輸入を行う業者はVATを納税する義務があります。

課税対象取引

フィリピン国内における物品の販売や不動産のリース等のサービス提供、物品の輸入に対して課税されます。ただし、未加工状態で輸入される農産物・海産物、後述のパーセンテージ税の適用対象となるもの等については、非課税取引とされています。

税率

VATの税率は一律12%です。ただし、国外で消費される輸出取引に係る売上VATは0%税率とされています。一般的に、物品が輸出された国では輸入通関時点でその国の付加価値税が課されることになるため、物品の原産地国でもVATを課税すると二重課税となります。そのため、輸出品には課税を行わず(0%税率)、対応する仕入VATについても他の売上VATと控除することにより負担しないかたちとなります。この点、非課税売上については、フィリピン側が最終消費者という位置づけになるため、これに対応する仕入VATを他の売上VATから控除できないことに留意が必要です。なお、PEZAのインセンティブを取得している企業は、ゼロレートVATの恩典を受けることが可能です。

申告と納税手続

VATの申告と納税は、月次で実施されます。月末から20日以内に月次VAT申告書の提出が求められます。四半期ごとに各四半期末の翌25日以内に四半期修正申告書を提出し、調整すべき税額があればその時点で行います。

還付手続

輸出売上等のゼロレート取引から生じる仕入VAT及び会社清算時に生じる超過仕入VATを対象として還付の請求を行うことができます。ゼロレート取引が生じた四半期の四半期末から起算して2年間で請求期限となります。還付方法としては、現金による還付のほか、税額控除証明書(Tax Credit Certificate : TCC)による還付が認められています。

税額控除証明書とは、内国歳入庁への税の支払に対して税額控除を受ける権利を示すもので、内国歳入庁から納税者に対して発行される証明書です。フィリピンでは、政府に税金還付のための十分な予算がないため、通常、現金還付に替えて税額控除証明書の発行申請が行われています。なお、BIRの2011年発行のRR No.14-2011により、税額控除証明書は、他社への譲渡、売却が禁止されることになりました。

また、2014年6月に出されたRevenue Memorandum Circular No.54-2014によって還付の手順が再度強調され、内国歳入局の判断期間が明らかにされ、内国歳入庁が還付の判断を行う期間は、全ての書類が内国歳入庁に提出された時から120日以内と明記されました。こちらを踏まえると下記がVATの税金還付プロセスとなります。

- ① 納税者は還付請求に必要な書類を内国歳入庁に提出
- ② 内国歳入庁は書類が提出されてから120日以内に還付の可否を決定
- ③ 内国歳入庁から還付を行わない旨の通知を受領した場合、もしくは120日以内に内国歳入庁から何らの通知を受けない場合、30日以内に租税裁判所へ申し立て可能

このルールを逸脱して還付請求を行うと還付の権利を失いますので注意が必要となります。

個人所得税

概要

フィリピンの居住者か非居住者かに関わらず、フィリピン国内での雇用や事業によってフィリピン国内源泉所得を得ている個人は、租税条約の規定によって免除されている場合を除き、個人所得税の課税対象となります。

外国籍の者の居住性の判定

外国籍の者の居住性の判定は、基本的にフィリピンに住所を有するか否かで判断されます。フィリピンに住所を有する場合、滞在期間の長短に関わらず居住者と判断されます。また、一般的には、2年以上フィリピンに滞在する予定の者は、居住者と判断されます。

納税義務者と課税対象所得

フィリピンでは、国籍や居住性によって以下のように課税対象所得及び税率が定まります。外国籍の非居住者については、滞在期間が180日を超えるか否かで取扱いが異なる点に留意が必要です。

1. フィリピン国籍の居住者
フィリピン国籍の居住者は全世界所得に対して**5-32%**の累進税率が適用されます。
2. フィリピン国籍の非居住者
フィリピン国籍の非居住者は、フィリピン国内源泉所得に対して**5-32%**の累進税率が適用されます。
3. 外国籍の居住者
外国籍の居住者は、フィリピン国内源泉所得に対して**5-32%**の累進税率が適用されます。
4. 外国籍の非居住者(滞在期間**181日**以上)
外国籍の非居住者で滞在期間**181日**以上のものは、フィリピン国内源泉所得に対して**5-32%**の累進税率が適用されます。
5. 外国籍の非居住者(滞在期間**180日**以下) 外国籍の非居住者で滞在期間**180日**以下のものは、フィリピン国内源泉所得(総所得)に対して一律**25%**の税率が適用されます。

納税義務者	個人所得税
フィリピン国籍の居住者	全世界所得×累進税率
フィリピン国籍の非居住者	フィリピン国内源泉所得×累進税率
外国籍の居住者	フィリピン国内源泉所得×累進税率
外国籍の非居住者 (滞在期間 181日 以上)	フィリピン国内源泉所得×累進税率**
外国籍の非居住者 (滞在期間 180日 以下)	総所得× 25% (フラットレート)**

** 日比租税条約においては、短期滞在者免税規定が存在し、以下の3条件を全て満たした場合に、フィリピンでの課税は免れます。

- ① 暦年の総滞在日数が**183日**を超えないこと
- ② 日本法人が支払うこと
- ③ フィリピン法人が負担しないこと

課税所得の計算

課税所得は総所得から保険料控除及び人的控除を差し引かれたものとして計算されます。また、課税所得に対して累進税率を乗じ所得税額を計算します。総所得から税額控除(源泉徴収税額)を差し引いたものが納付税額となります。なお、給与所得に対しては経費控除は認められておらず、人的控除と保険料控除が認められています。

人的控除及び保険料控除

総所得から差し引かれる人的控除及び保険料控除は以下のような内容です。

控除項目	内容
基礎控除	50,000ペソ
扶養控除	扶養者1人につき25,000ペソ(最大4名まで) 扶養者とは、21歳未満で未婚かつ所得を有していない者及び心身障害者で納税者と生計を一にする者を言います。
経費控除	総所得の40%をみなし経費とすることが可能(給与所得者は除く)
保険料控除	自身または家族を被保険者とする生命保険などの保険料で家族合計で2,400ペソ、または月額200ペソを超えない保険料 ただし、家族の合計所得が250,000ペソを超えていないこと

ただし、現時点で、これ以外の控除は認められていません。そのため、早い段階で32%の税率が課されることとなります。

課税所得に算入されない項目 (De minimis benefits)

課税所得に算入されない項目としては、以下のものが挙げられます。

項目	限度
有給休暇買取分	暦年で10日まで
従業員の扶養者に対する医療目的の現金手当	半年につき750ペソ、あるいは1ヶ月につき125ペソ
米補助金	1ヶ月につき1,500ペソ
ユニフォーム手当	年間4,000ペソ
医療代補助	年間10,000ペソ
洗濯代手当	1ヶ月につき300ペソ
従業員の業績達成報奨金	年間10,000ペソ
残業及び深夜勤務の食事手当	地域ごとの最低賃金の25%
13ヶ月目給与及びその他の手当	30,000ペソまでの13ヶ月目給与及びクリスマスボーナス

個人所得税率

フィリピン国籍の居住者、フィリピン国籍の非居住者、外国籍の居住者、外国籍の非居住者のうち滞在期間が181日以上のものに対しては、以下に示す5%-32%の累進税率が適用されます。

ただし課税対象の純所得(単位:ペソ)	税率
0-10,000	5%
10,001-30,000	10%
30,001-70,000	15%
70,001-140,000	20%
140,001-250,000	25%
250,001-500,000	30%
500,001-	32%

ただし、外国籍の非居住者で滞在期間が180日以下の者に対しては、総所得に対して25%の税率が適用されます。

また、その他に特定の法人の外国人従業員に対しては15%の税率が課税されます。

納税者	参照	税率
フィリピン内で事業に従事していない外国籍の非居住者	フィリピンでの滞在期間が暦年で180日以下の者	25%
地域統括本部 (Regional or Area Headquarters)あるいは地域事業統括本部 (Regional Operating Headquarters)の従業員	外国人従業員と同様に、雇用契約があり外国人従業員と同様のポジションに就くフィリピン人にも適用される。	15%
オフショアバンクユニットの従業員		
石油関連企業の従業員		

申告と納税手続

フィリピンでは自己申告納税制度が採用されています。

通常の所得

給与所得に関しては、毎月末日から原則10日以内に源泉徴収額を計算し、源泉徴収申告書(BIR Form 1601C)を作成後、納税額とともに提出します。また、給与所得など源泉分離課税所得等以外の所得については、課税年度の翌年の4月15日までに確定申告書(BIR Form 1700)を作成し、提出とともに納税を行います。その際に、給与支給時の源泉徴収額との差額を精算します。

雇用者は、翌年の2月28日までに被雇用者に対して源泉税徴収証明書(BIR Form No.2316)を発行しなければなりません。また、雇用者は、1月31日までに

国内歳入局に対して被雇用者一覧、源泉税徴収証明書とともに年次申告書(BIR Form 1604CF)を提出しなければならぬとされてきましたが、RR No.11-2013により当該規定が改定され、源泉税徴収証明書に関しては2月28日までに提出することが可能となりました。

源泉分離課税所得

源泉分離課税所得には預金利息などが含まれます。給与所得等の通常の源泉徴収対象所得と異なり、源泉分離課税所得は源泉徴収の時点で、課税額が確定し課税関係が完了します。したがって、事業者が別途確定申告を行う必要はありません。なお、預金意利息に対する源泉徴収税率は20%です。

キャピタルゲイン課税

基本的な仕組みは法人所得税と同様です。キャピタルゲインは通常の所得と分離され課税されます(第4章 法人所得税 キャピタルゲイン課税参照)。ただし、個人に対しては以下のような特例があります。

- 課税計算方法
保有期間が12ヶ月以上のキャピタルアセットは、キャピタルゲイン×50%が課税対象となります。
- キャピタルロスの繰越
正味キャピタルロスのうち、正味課税所得を上限として翌年度への繰延が認められ、翌年度に発生した保有期間が12ヶ月未満のキャピタルアセットの売却から生じたキャピタルロスとして取り扱われます。

還付

納税者の年度の要納税額を超える給与の源泉税徴収額は、4月15日から3ヶ月以内に還付またはその他の所得の税額から控除されます。7月15日以降になされた還付または税額控除は、3ヶ月経過後、還付または税額控除がなされるまでの期間に年利6%の利息が付されることとなります。

その他の税制

パーセンテージ税

VATの対象とならない以下のような法人や個人に対してパーセンテージ税が課されています。

(以下、総収入に対する税率)

- 生命保険会社 5%
- 金融機関 5%(0-5%)
- 電気ガス水道業者 2%
- 運輸・報道機関 3%

また、上場株式の売買に関しては、売却価額の0.5%のパーセンテージ税が課されます。

固定資産税

固定資産が所在する地域の地方政府へ固定資産税を納付する必要があります。税額は地方政府により不動産評価額に税率を乗じて計算されます。税率は地方政府にごとに異なりますが、州、市または自治区での合計の税率は3%を超えないものとされています。納税義務は、1月1日時点で固定資産を有するか否かにより決定します。一括支払いを原則としていますが、年4回に分けての分割払いも可能です。

印紙税

株式の発行及び譲渡、手形、小切手、リース契約書、借入、不動産売買契約書、保険証書、権利義務の移転や履行を証する書類等には、印紙税の支払が義務です。フィリピン法人の株式を譲渡する際には、額面金額200ペソごとに0.75ペソの印紙税が、借入の証書には200ペソごとに1ペソの印紙税がかかります。

印紙税は、メモベースであったとしても課税されますので注意が必要です。また、関係会社の前払金、前渡金といったadvance勘定にも課税される可能性があるため注意が必要です。

印紙税は、翌月の5日までに申告・納税する必要があります。

移転価格税制

2013年1月23日付で、財務長官は、移転価格(関連者間での取引価格)に関する独立企業原則の適用についてのガイドラインを示すRevenue Regulations No. 02-2013(RR No. 02-2013)を發布しました。RR No. 02-2013は、国外及び国内の関連者間取引に対して2013年2月より適用されています。

独立企業間価格の算定方法

RR No. 02-2013によると、独立企業間価格の算定においては、OECDの移転価格ガイドラインと同様に、最も適切な移転価格算定方法が用いられるとされ、具体的には以下の算定方法が挙げられています。

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法
- 利益分割法
- 取引単位営業利益法

RR No. 02-2013は、特定の算定方法についての優先順位を示しておらず、利用可能な情報の信頼性や調整計算の正確性の程度を考慮に入れて上で最も信頼性のある結果を生み出す方法が用いられるべきであるとしています。

RR No. 02-2013上、納税者が関連者間取引に係る収益貢献を適切に反映することを確実なものとし、関連者間取引に関する納税回避を防止するため、内国歳入局長官は、課税上移転価格の調整を実行できるとが示されています。また、以下の目的のため納税者は適切な文書化を行うことが要求されています。

- 移転価格に関する分析の抗弁のため
- 税務調査から生じる移転価格調整を回避するため
- 相互協議の申請を補助するため

相互協議とは、国際的な二重課税の回避のため租税条約締結国の税務当局の間で実施される協議をいい、移転価格調整により生じた二重課税の排除のためのメカニズムでもあります。相互協議に関しては、別個のガイドラインが発布されるものと考えられます。

移転価格税制の適用範囲

RR No. 02-2013上、フィリピンでの移転価格税制の適用は、国外の関連者との取引のみならず、国内の関連者との取引についても適用されることが示されています。したがって、例えば国内取引に関して、PEZA登録企業など優遇税制の恩恵を受けている企業とそうでない企業との取引について、移転価格上の留意が必要になると考えられます。

関連者の定義

移転価格税制は関連者間取引に対して適用されます。この点、RR No. 02-2013では関連者の定義に関して特定の資本持分比率(%)による基準は明示されておらず、支配があれば適用されるとされています。

文書化義務

移転価格文書は税務申告時に提出する必要はありません。しかしながらRR No. 02-2013上、同時文書化(Contemporaneousness)が要求されています。したがって、各年度の税務申告期限までに、関連する文書を毎期作成していくことが必要になるものと考えられます。

税務調査及びペナルティ

RR No. 02-2013上、移転価格税制固有の税務調査やペナルティは示されておりません。現段階では、通常の税務調査の中で取り扱われるものと考えられます。

事前確認制度

RR No. 02-2013上、事前確認制度が設けられています。ただし別途ガイドラインの公表が行われるとされており、現段階では制度の詳細について明らかにされていません。

第5章

投資に対する優遇措置

フィリピンでは、主に投資委員会 (Board of Investments, 以下BOI) もしくは、フィリピン経済特区局 (Philippine Economic Zone Authority, 以下PEZA) へ登録を行うことにより投資優遇措置を受けることができる仕組みになっています。

BOI登録企業に対する優遇措置

オムニバス投資法に基づく投資優先計画

オムニバス投資法に基づく優遇措置は、BOIに登録されたフィリピンの国内法に従って設立された会社などに対して認められています(オムニバス投資法については、第3章 事業規制 投資に関する法律と外資規制-オムニバス投資法参照)。BOI登録企業は、主にパイオニア企業、非パイオニア企業と輸出企業に分類されます。

パイオニア企業とは優先領域の事業を営む企業としてBOIに登録された企業です。一方、非パイオニア企業とは、パイオニア企業以外のBOI登録企業です。2014年度投資優先計画 (Investment Priority Plan 2014, IPP) に示された優先領域を以下に示します。

2014年度投資優先計画の項目
製造業
農業／農業事業及び漁業
サービス各種
経済的、低価格住宅建設
病院
エネルギー
インフラ整備
官民パートナーシッププロジェクトなど

優遇措置

BOI登録企業は主に以下のような優遇措置の適用を受けることができます。なお、法人所得税の免税期間終了後は、通常通り30%で課税が行われます。

- 法人所得税の免税
パイオニア企業…… 6年間
非パイオニア企業… 4年間

(最長8年まで延長可)

- 原材料・半製品の購入に係る税金の税額控除
- 輸入材料・スペア部品に係る輸入関税の免除
- 輸出税・関税賦課金の免除
- 労務費の50%の追加控除(登録後5年間に限る)

ただし、これらの優遇措置は会社単位ではなく、プロジェクト単位で認定される点に留意が必要です。プロジェクトに関連しない活動から生じる所得については、免税対象とならない点に留意が必要です。

PEZA登録企業に対する優遇措置

特別経済地区

フィリピンでは、経済特区法(Special Economic Zone Act of 1995)に基づき経済特区が設置されています。経済特区へ入居し、PEZAへ申請・認可を得た企業は、PEZA登録企業として各種の優遇措置を受けることができます。日系企業の進出に関連する主な登録形態は、製造輸出企業とIT輸出企業の2種類に大別できます。

- 製造輸出企業
70%以上を輸出する製品等の組立、製造、加工を行う企業(ex. 電子部品メーカー)。なお、輸出のみならず、PEZA企業向けの製造も間接輸出とみなされ、輸出金額に算定されます。
- ITサービス輸出企業
70%以上を海外の顧客に提供する情報技術サービスを行う企業(ex. ソフトウェア開発、コールセンター)
- その他
経済特区開発企業、ITパーク開発企業、物流・倉庫企業(※)等

※物流・倉庫企業は、現在ではインセンティブが輸入関税免除とVAT免除に限定されており、法人税等の優遇措置はありません。

優遇措置

法人税の免税や労務費の追加控除等BOI登録企業と同様の優遇措置を受けることができます。これに加えPEZA登録企業は、固定資産税を除く全ての国税及び地方税が免除となる恩恵を受けることができます。すなわち法人税、付加価値税、関税といった税金は全て免除となります。ただし、これらの優遇措置は会社単位ではなく、プロジェクト単位で認定される点に留意が必要です。プロジェクトに関連しない活動から生じる所得については、免税対象とならない点に留意が必要です。

上記のタックスホリデー終了後は、稼得総所得×5%で計算される特別税をそれぞれ国に3%、PEZAに1%、地方政府に1%支払う必要があります。ここでの稼得総所得は売上高から売上原価を差し引いた残額を指します。付加価値税や関税等その他の税金については、法人所得税の免税期間終了後も引き続き支払が免除

されます。なお、固定資産税については、前述の通りタックスホリデーの期間は課税されることとなりますが、タックスホリデー終了後は課税が免除されます。

CDC、SBMA登録企業に対する優遇措置

クラーク自由港地区

2007年よりクラーク特別経済地区の一部がクラーク自由港区として別個の管理区となりました。クラーク自由港区は、クラーク開発公社(CDC, Clerk Development Corporation)により管理・運営が行われています。クラーク自由港区入居企業は、原材料や機械設備の輸入について関税などが免除されるほか、通常の国税や地方税は課税されず稼得総所得×5%の特別税が適用されます。

スービック特別経済地区、スービック自由港地区

スービック特別経済地区及びスービック自由港地区は、スービック湾都市局(SBMA, Subic Bay Metropolitan Authority)によって管理運営が行われています。クラーク自由港地区と同様に原材料や機械設備の輸入について関税などが免除されるほか、通常の国税や地方税は課税されず稼得総所得×5%の特別税が適用されます。

付録

設立手続の必要書類

設立手続での必要書類	
証券取引委員会 (1-1.5週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・社名確認書 ・定款 (Articles of incorporation) ・付属定款 (by-laws) ・公証済財務役宣誓書 ・口座開設の為のTreasurer-in Trustの指名 ・資本金払込の銀行証明書 ・取締役と発起人の署名のあるSECフォーム (Form No. F-100)
(インセンティブ申請がある場合) フィリピン経済特区 庁 (6-8週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・PEZA申請書フォーム (RA3019) ・SECの登録証明書と定款、定款細則 ・(Draft) 新会社とEcozone Developer間のリース契約 ・プロジェクト概要書-PEZA所定フォーム ・PEZA申請及びび代表者指名に関する取締役会議事録 ・反汚職証明 ・パスポートコピー及び履歴書 ・その他、PEZAからの依頼の書類
地方政府 (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・SEC登録証明書 ・BIRフォーム1903 (Form No.1903) ・市長の営業許可書の申請書 ・リース契約書 ・会計帳簿 ・BIRフォーム0605 (Form No.0605)
内国歳入局 (2週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・BIRフォーム1903 (Form No. 1903) ・SECの登録証明書及び、定款の写し ・市長の営業許可書 ・リース契約書 ・会計帳簿 ・BIRフォーム0605 (Form No. 0605)
SOCIAL SECURITY SYSTEM (SSS) (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主登録フォーム ・従業員登録フォーム ・署名届書見本 ・SEC登録証明書と定款の写し ・SSS確認書フォーム

設立手続での必要書類(続き)	
PHILIPPINE HEALTH INSURANCE CORPORATION (PHILHEALTH) (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主データフォーム ・従業員データフォーム ・雇用主の送金レポート
HOME DEVELOPMENT MUTUAL FUND (PAG-IBIG FUND) (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主データフォーム ・署名届書見本 ・会員登録証フォーム ・SEC,DTI, SSS登録証写し ・SSS登録、送金フォーム ・雇用主送金フォーム
中央銀行 (2-3週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・預金証明書 ・コーポレートセクレタリーの宣誓書

**必要手続の所要日数は3-4ヶ月程度。ただし、PEZA申請が加わる場合は更にある程度の期間を要します。

なお、輸入を開始する際にはImport Clearance Certificate (ICC) 及び関税局での輸入者認定 (Importer's Accreditation) が必要となるため、この手続のために更に数ヶ月を要することになります。

会社運営のまとめ

会社運営	
定款	
定款記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の名称 2. 設立の目的 3. 主たる事務所の住所(フィリピン国内に限る) 4. 会社の存続期間 5. 発起人の氏名、国籍及び住所 6. 取締役の人数、氏名、国籍及び住所(5人以上15人以下でなければならない) 7. フィリピン通貨での授権資本額、分割される株式数、及び額面株式については券面額 8. 当面の引受人の氏名、国籍及び住所、引受人ごとの引受額 9. 払込額、または無額面株式がある場合には、その旨 10. その他会社が必要と認めるもので、法に抵触しない事項

定款(続き)	
付属定款記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株主総会の定時総会または臨時総会を招集、開催する日時及びその方法 2. 株主総会における定足数及び議決方法 3. 株主総会での議決事項 4. 株主の委任の方法、並びに議決方法 5. 取締役の通常会議または特別会議を招集、開催する日時、場所及びその方法 6. 取締役会における定足数及び議決方法 7. 取締役、役員及び従業員の資格要件、義務及び報酬 8. 取締役の年次選挙の時期及び通知の方法 9. 取締役を除くその他の役員の選出または任命の方法、及びその任期 10. 事業年度(会計年度) 11. 配当決議 12. 付属定款に違反した場合の罰則 13. 株券の発行方法 14. その他会社の事業運営に関して必要とされる事項
定款変更時の手続	取締役会の過半数の決議並びに発行済み株式総数の3分の2以上を有する株主の投票または書面による承認
株主総会	
株主	最低5人の株主が必要(登記が必要)
定足数	付属定款に別段の定めがある場合を除き、発行済み株式総数の過半数
定時株主総会の開催頻度	定時株主総会は、1年に1回開催する必要あり
招集通知送付期限	普通決議: 14日前 特別決議: 7日前 ただし、株主は明示的もしくは黙示的に召集通知の送付を放棄することができる
株主総会で決議すべき項目	<u>通常決議(出席株主の持ち株数の過半数):</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監査済みの財務諸表の承認 2. 取締役の報酬(付属定款に定めがない場合) <u>重要事項の決議(発行済み株式総数の過半数):</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役の選任 2. 取締役解任の株主総会召集 3. 付属定款の採用・変更 など <u>特別決議(発行済み株式総数の3分の2以上):</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款の変更 2. 取締役の解任 3. 合併

株主総会(続き)	
株主総会で 決議すべき項目 (続き)	4. 株式配当 5. 財産の売却または処分 6. 先取買取請求権の拒否 7. 増資 8. 社債の発行 会社存続期間の延長または短縮、など
その他の法定要件	株主総会は、会社の本店所在地の市または町において、また、可能であれば、会社の本店において開催が必要
取締役会	
取締役の任数	5名(最大15名まで)
取締役の要件	最低限1株以上の引受けが必要 過半数は、フィリピン居住者でなければならない
法定の任期	1年
定足数	過半数
取締役会開催頻度	附属定款に別の定めがある場合を除き、毎月開催しなければならない
招集通知発送期限	会議予定日の1日前
その他、法的に定められている重要な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・決議要件は、出席した取締役の過半数の同意 ・付属定款に別段の定めがある場合を除き、フィリピン国内外を問わず、どこでも開催できる

BOIとPEZAの優遇措置比較

BOI	PEZA
<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の免除 バイオニア企業:6年間 非バイオニア企業:4年間 一定の場合、8年までの延長が可能 その後は通常法人税率 	<ul style="list-style-type: none"> ・BOIと同じ ただし、PEZAの場合は、所得税免除期間後、総稼得所得の5%課税
<ul style="list-style-type: none"> ・原材料・半製品の税金の税額控除 ・輸入材料・スペア部品の課税免除 ・輸出税・関税賦課金の免除 ・労務費追加控除(5年間に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・BOIと同じ
	<ul style="list-style-type: none"> ・関税法の免税 ・VATの免除 ・地方自治体の課す税金の免除 (固定資産税は免税から除外*)

*タックスホリデー終了後の取扱いについては、「第5章 PEZA登録企業に対する優遇措置 優遇措置」参照

税務トピック

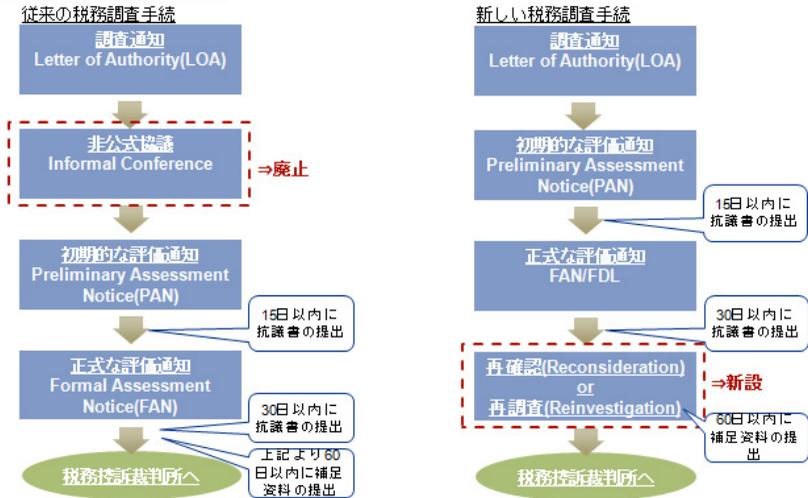
1. 税務調査

【税務調査のステップ】

2013年11月に発行されたRMC No.18-2013により、それまでの税務調査手続が一部変更された(【図表1】、【図表2】参照)。

1. <u>調査通知:</u> Letter of Authority (LOA)	<ul style="list-style-type: none">• BIRから調査予告を受ける。• District officeは調査通知後120日以内に調査に着手し、District Officeレベルで調査結果をまとめなければならない。
2. <u>調査・発見事項:</u> Initial Findings/Revised Findings	<ul style="list-style-type: none">• 会社及びDistrict Officeの担当双方で初期的な発見事項の協議・修正が行われる。
3. <u>Division reviewerによる評価:</u>	<ul style="list-style-type: none">• Region Office (District Officeよりも上位の機関)の担当官による評価が行われる。
4. <u>初期的な評価通知:</u> Preliminary Assessment Notice (PAN)	<ul style="list-style-type: none">• Region Officeより上記評価を踏まえPANが発行される。• 会社は15日以内に反論書を提出する。
5. <u>最終的な評価通知:</u> Formal Letter of Demand (FLD)/ Formal Assessment Notice (FAN)	<ul style="list-style-type: none">• Region OfficeよりFANが発行される。
6. <u>再確認 (Reconsideration) または再調査 (Reinvestigation)</u>	<ul style="list-style-type: none">• 会社はFLD/FANに不服がある場合、30日以内に再確認／再調査の申し立てを行うことができる。• 再調査を選択した場合、再調査要請の書面を提出後60日以内に、根拠資料の追加提出を行う必要がある。• 再確認を申請した日もしくは再調査に必要な書類を提出した日から180日以内にBIRからの回答がなければ、租税裁判所へ提訴を行うことができる。

【図表1】 税務調査手続の概要



【図表2】 税務調査手続の主要変更点

1. 非公式協議(Informal Conference)の廃止

- 非公式協議の廃止に伴い、今後当局から非公式協議に関する書面は発行されない。
- その結果、速やかにPANが発行されることになる。

2. 再確認(Reconsideration)、再調査(Reinvestigation)の新設

- FAN/FDLの発行後、納税者は再確認もしくは再調査の要求書を提出できる。
 - 再確認：追加の証拠を必要としない既存の情報を基にした再確認要請
 - 再調査：新しく発見された、もしくは追加の証拠を基にした再検査要請
- 再確認と再調査のどちらを選ぶかは納税者の選択となる。
- 再調査の場合、要請書提出後60日以内に追加資料の提出が必要。

【税務調査の終了】

納税者は、FLD/FANに基づき納税を行うことのほか、税務調査の各段階において、税務当局との合意した金額を支払うことにより税務調査を終了させることができます。

【税務調査が及ぶ期間と会計帳簿の保存期間】

内国歳入法によると、税務当局は、原則として、納税者の税務申告期限から3年以内の申告分について、税務調査を行う権限があるとされています。例えば、3月末決算会社の場合、法人所得税の最終の税務申告期限は、決算日後の7月15日となります。そのため、7月15日から3年以内であれば、当該事業年度の法人所得税

について税務調査が可能となります。一方で、内国歳入法は、不正等が発見された場合、発見後10年以内のものについて調査を行うことができます。したがって、税務当局から、当該規定を根拠に調査実施を主張された場合、申告後3年を超えるものが税務調査対象に含まれる点に留意が必要となります。

このような税務調査対象期間の規定があったものの、従来は会計帳簿保存期間は明確ではなく、一般に申告後3年間は保存するという実務がとられてきました。この点、2013年9月に発行されたRevenue Regulation No.17-2013により、上記の内国歳入法の規定を根拠に、会計帳簿や補助資料を、納税申告後10年間は保持しなければならないことが明確化されました。そしてこの規定に違反があった場合、内国歳入法に基づくペナルティが科せられる点も明らかにされています。なお、その後のRevenue Regulation No.5-2014において申告の期限の次の日もしくは申告書を提出した日のどちらか遅い日より5年経過した後、会計帳簿や補助資料を紙面ではなく、電子媒体で保存することもできるとされています。ただし、電子媒体で保存を行うためには、電子媒体保存システムがBIRの定めた一定の要件を満たし、BIRのシステム検査に合格する必要があります。

【税務調査の実態】

フィリピンの税務調査は、日本の税務調査と異なる以下のような特徴点があります。

税務調査の特徴

- ①徴税目標達成のための厳しいプレッシャー
- ②根拠の薄い指摘の横行
- ③不明瞭な交渉プロセス
- ④不安定な調査手続

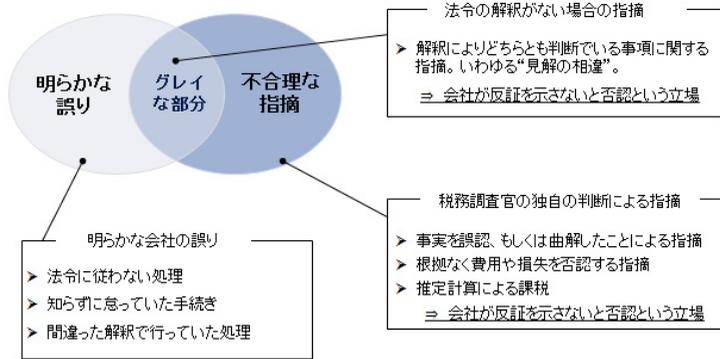
①徴税目標達成のための厳しいプレッシャー

内国歳入庁は、2015年度の年間徴税額を1兆7,030億ペソ(約4兆4,600億円)とする目標を明らかにしています。2012年に、超税額が初めて1兆ペソを超えたものの、毎年、実際の徴税額が、目標額を下回る状況が続いており、職員に対して厳しいプレッシャーがかけられています。そのため、現場レベルの税務担当官も税務調査に非常に厳しい態度で臨んできます。

②根拠の薄い指摘の横行

税務調査での指摘事項は、大きく分けると、明らかな誤り、グレイな部分、不合理な指摘の3種類に分類され、これらの指摘が混在するかたちでPANやFLD/FANが発行されます(【図表3】参照)。このうち、グレイな部分と不合理な指摘については、調査結果に対し異議を唱えることが予想されますが、納税者が反証しない限り、書面にされた指摘事項は確定債務となり、納税義務が生じます。すなわち、納税者は、税務調査の過程で、調査官の指摘の内容を精査し、反証すべきものを適切に反証し、税務調査官を説得していくことが求められます。

【図表3】 税務調査の指摘内容



③ 不明瞭な交渉プロセス

前述の通り、税務調査の指摘事項は不合理な指摘を含め玉石混交の状態です。課税根拠を争点として議論が進むのではなく、往々にして“調査対象会社からいくら徴収したいか”、“納税者としてはいくらまで払ってもいいか”といった値段交渉に陥ります。このような状況下で、税務担当官から賄賂による妥結を持ちかけられるケースがあります。すなわち、税務担当官へ指摘金額よりも低い金銭を渡すのと引き換えに税務調査を終わらせる、もしくは税務担当官に金銭を渡すのと引き換えに指摘金額を引き下げてもらうというようなケースです。このような方法は、コンプライアンス上とるべきでない点は明らかですが、賄賂を払う会社として認知され、重点的に税務調査が実施されることにもなりかねず絶対に回避すべきです。また、税務担当官に金銭を払ったものの税務担当官の上席者から徴税額が不十分である点を指摘され、税務調査が継続するというケースも考えられます。

④ 不安定な調査手続

税務調査は、基本的に税務担当官のペースで進められます。税務担当官とのミーティングの設定ひとつをとっても経理担当者は振り回されることが多いのが実情です。また、税務担当官も多くの業務を抱えており、適時に税務調査対応ができないケースが目立ちます。例えば、担当の調査官が病気のため入院してしまい、代替の調査官が割り当てられず長期間調査がストップしてしまうようなケースが報告されています。当然のように、この期間に生じる年利20%の利息は納税者負担となります。また、提出した資料を紛失されてしまうケースも報告されています。このような事態に備えて、納税者は提出を行った資料をリスト化し、コピーをとり自衛策を講じる必要があります。

【税務調査においてマネジメントがおさえるべきポイント】

多くの日系企業では、基本的にフィリピン人の経理担当者が税務調査対応にあたり、日本人マネジメントが全体的な管理を行う方式が一般的となっています。そのよ

うな状況下においては、マネジメントにとって以下のような点がポイントとなります。

マネジメントがおさえるべきポイント

- ①税務調査がどの段階にあるかを適時に把握
- ②交渉の過程で経理担当者が安易な妥協をしていないか確認
- ③不適切な金銭の受け渡しを行っていないか確認

①税務調査がどの段階にあるかを適時に把握

税務調査のステップで述べた通り、税務調査は複数の段階を経て進みます。そのため、現時点でどの段階にあり、いつまでに次のアクションをとらなければならないのかを把握することが非常に重要となります。繰り返しになりますが、定められた期限を過ぎると、それ以降、反論書の提出ができなくなってしまいます。

②交渉の過程で経理担当者が安易な妥協をしていないか確認

フィリピンでは、公職者は大きな権威を持つ職業として認知されており、経理担当者にとって、税務担当官との折衝は、我々日本人の想像以上に負荷のかかる業務と考えられています。そのため、税務担当官の指摘に対して異議を唱えることが難しく、時として税務担当官の誤認と考えられる指摘事項も受け入れてしまうケースが見られます。マネジメントの立場からは、交渉の過程をモニタリングし、安易な妥協をしていないかを確認するとともに、矢面に立つ経理担当者のサポートを行うことが必要となります。

③不適切な金銭の受け渡しを行っていないか確認

フィリピンでは、近年、汚職や賄賂は減少傾向にあるものの、依然として、このような慣習が残っているのも実情です。経理担当者に対しては、税務担当官との非公式な金品の受け渡しはできないこと、及び税務当局からの正式な文書発行を伴わない税務調査の終了はできないことを明確にしておくことが必要となります。

2. TTRAの申請義務

【租税条約救済適用ガイドライン-TTRA(RMO72-2010)】

背景:	今までは、租税条約の下での配当、利子、使用料については、その都度BIRからTAX Rulingを取得し、支払いの実行が行われていた。
TTRA:	2010年8月に新たに、時間短縮と合理化を図り、TTRAが義務化された。
内容:	<p>配当、利子、ロイヤルティ、キャピタルゲイン等の8項目が規定され必要書類が明確にされた。</p> <p>日本で発行・作成された書類に関しては、公証が必要となり、また、フィリピン大使館で領事証明を取る必要がある。</p> <p><u>基礎となる書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住証明 ・定款 ・委任状 ・事業活動証明 ・無係争証明 <p><u>その他項目によって異なる個別の書類(例:配当の場合の書類)</u></p> <p>配当宣言書、非居住者株主の株の明細や株式割合、株式の取得日 etc.</p>
留意点:	全要件を満たす書類が整ってから、60日営業日以内に租税条約適用許可が取得される。つまり、原則書類が整わない限り租税条約適用許可は取得できない。

3. 各国との租税条約

(数値は、全て%)

国名	配当		利息	ロイヤル ティ	株式譲渡 益の免税
	個人/ 企業	適格企業			
オーストラリア	25	15	15/10	25/15	Yes
オーストリア	25	10	15/10	15/10	Yes
バーレン	15	10	10	15/10	Yes
バングラデシュ	15	10	15	15	Yes
ベルギー	15	10	10	15	No
ブラジル	25	15	15/10	25/15	No
カナダ	25	15	15/10	25	Yes
中国	15	10	10	15/10	Yes
チェコ共和国	15	10	10	10/15	Yes
デンマーク	15	10	10	15	Yes
フィンランド	15	15	15/10	25/15	Yes
フランス	15	10	15/10	15	Yes
ドイツ	15	10	15/10	15/10	No
ハンガリー	20	15	15	15	Yes
インド	20	15	15/10	15	Yes
インドネシア	20	15	15	20/15	Yes
イスラエル	15	10	10	15	Yes
イタリア	15	15	15/10	25/15	Yes
日本	15	10	10	15/10	Yes
韓国	25	10	15/10	15/10	Yes
マレーシア	25	15	15	25/15	Yes
オランダ	15	10	15/10	15/10	Yes
ニュージーランド	15	15	10	15	Yes
ノルウェー	25	15	15	25/7.5	Yes
パキスタン	25	15	15/10	25/15	Yes
ポーランド	15	10	10	15	Yes
ルーマニア	15	10	15/10	25/15/10	Yes
ロシア	15	15	15	15	Yes
シンガポール	25	15	15/10	25/15	Yes
スペイン	15	10	15/10	20/15/10	Yes
スウェーデン	15	10	10	15	Yes
スイス	15	10	10	15	Yes
タイ	-	15	15/10	25/15	Yes
アラブ首長国連邦	15	10	10	10	Yes
イギリス	25	15	15/10	25/15	Yes
アメリカ	25	20	15/10	25/15	Yes
ベトナム	15	10	15	15	No

税率が複数ある場合は、租税条約上の特定の条件化によって適用される税率が異なります。参考までに日本とシンガポールのフィリピンとの租税条約上の条件について下記に示します。

配当

日本:少なくとも発行済株式総数もしくは議決権の**10%**を、配当支払日前**6ヶ月**間直接所有している場合に**10%**が適用される。それ以外は**15%**が適用される。

シンガポール:フィリピン会社から受け取る配当のうち、シンガポールの受取人が会社もしくはパートナーシップの場合であり、かつ、配当支払いの対象となる当期課税年度及び前期課税年度の期間に渡り、フィリピン会社の**15%**以上の議決権を保有していた場合において軽減税率**15%**が適用される。それ以外の場合においては**25%**が適用される。

ロイヤルティ

日本:**15%**のレートは、映画フィルム及びテレビまたはラジオの放映のためのフィルムもしくはテープの使用及び使用権に適用される。それ以外は**10%**が適用される。

シンガポール:**15%**のレートは、フィリピン投資委員会に登録され、投資優先事業を営む会社から支払われるロイヤルティ及び映画フィルム及びテレビまたはラジオの放映のテープに係るロイヤルティに適用される。それ以外は**25%**が適用される。

4. 財務諸表への税務状況注記

【財務諸表への税務の状況の開示義務①(RR 15-2010)】

背景:	2002年発行のRR 21-2002においても、掲題同様の規則を發布していたが、2010年12月に詳細が明記された。
内容:	財務諸表の注記に、税務の現状明記が義務化された。 <ul style="list-style-type: none">- アウトプットVATの金額や、勘定科目- インプットVATの期初残高と期末残高- 還付等の内容- 国内購入・支払いの内容- 借入や株式の印紙税の内容- 源泉徴収税- その他の税金(国税、ローカル)- TAXケースや、査察中のもの、提訴しているもの内容

【財務諸表への税務の状況の開示義務②(RR 19-2011)】

背景:	PEZAやBOIのインセンティブはプロジェクト単位で認定を受けるため、会社の損益には優遇税制の適用を受けている部分とそうでない部分が混在している。
内容:	以下の項目について、優遇税制の適用対象項目とそうでない項目の内訳を開示する。 <ul style="list-style-type: none">- 売上高- 売上原価- その他の収益- その他の費用

5. TCCの資金化プログラム及び現金還付

【Tax Credit Certificatesの資金化(共同通達No.2-2012, No.3-2012)】

<p>TCCsの資金化プログラムについて</p>	<p>財務省(DOF)、予算管理省(DBM)及び内国歳入庁(BIR)が連名で発行した共同通達No.2-2012により、付加価値税のTax Credit Certificates (TCCs)に関する資金化プログラムの手順と手順が明らかにされた。</p> <p>関税の還付金として発行されたTCCsに関する同様の取扱いが、通達(共同通達No.3-2012)がDOF、DBM、関税局(BoC)より発行された。</p> <p>両通達は、資金化プログラムを規定しているExecutive Order (EO) No.68 (s. of 2012)に対応して発行されたものである。</p> <p>EO No.68に先立ち発行されたBIR Revenue Regulations (RR) No.14-2011では、BIRによって発行された全ての種類の未使用のTCCsの販売や譲渡を禁止していた。</p> <p>両通達は、2012年5月31日に発行され、2012年7月2日に一般の新聞で公表された。両通達は公表日後15日後適用となるため、2012年7月17日より資金化プログラムが開始された。</p>
<p>TCCs 資金化プログラムの目的</p>	<p>以下の2つの方法により、資格を有するVAT登録納税業者へTCCsの未使用残高と等価値の現金の支払いを行うと:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期日前に、指定された Government Financial Institutions (GFIs) から、割引後の金額で期前に回収 2. 特定の満期日にTCCs額面の満額を回収 (Section 1 of EO No. 68)
<p>資金化プログラムの対象</p>	<p>Tax codeのSection112に従い発行された、有効かつ失効していないTCCs:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. BIRもしくはBOC*が単独で発行したもの* 2. BIRとOne Stop Shop Inter Agency Tax Credit and Duty Drawback Center (OSS Center) もしくはBOC*とOSS Centerが共同で発行したもの; <p>* 関税法のSection106に従ってBOCにより発行されたTCCsは、VATに関するTCCに限られる。</p>

<p>資金化プログラムの対象とならないもの</p>	<p>以下の事由により取得されたTCCs:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得税の四半期ごとの前納額が年度末の申告額を超える部分の還付 2. 源泉徴収額が年度末の申告額を超える部分の還付 3. 以下の物品に係わる物品税の還付 <ol style="list-style-type: none"> (a) 免税業者や国際運送会社に販売された石油製品 (b) 輸出製品の生産・製造に使用される輸入原材料 4. 誤りまたは違法に支払われたVAT以外の税金、もしくは根拠なく課されたペナルティの還付 5. その他の関税あるいは物品税の還付
<p>資金化プログラム申請対象者</p>	<p>資金化プログラムの申請対象者: 有効なTCCsの所有者のうち、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当初の受領者 2. 上記の者よりTCCを譲り受けた者
<p>資金化の手順</p>	<p>TCCを資金化する手順:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. TCC所持者は、“共同通達の有効日より3ヶ月以内に”、当局による有効性の確認のためにTCCsの発行省庁 (BIR、BOCもしくはOSS) にTCCs原本を提出する。通達の効力発生日は2012年7月17日の為、TCC提出の期限は2012年10月17日となる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 資金化プログラムへの登録の為にTCCを提出すると、以降、当該TCCを自社の租税債務との相殺に使用することはできない。 ● 2012年に期日の到来するTCCsを提出した場合は、Revenue Regulation No.5-2000による再評価の申請を行ったものとみなされる。 ● 上記申請の手続の詳細について、BIR及びBOCはRevenue Memorandum Order と Customs Memorandum Orderをそれぞれ発行する予定である。

<p>資金化の手順 (続き)</p>	<p>2. BIR、BOC、OSSから以下の内容を明示したNotice of Payment Schedule (NPS)を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● TCCの有効性の確認 ● 還付される金額と支払い期日 ● ただし、2012年内に資金化される予定のTCCsについては、BIR/BOCは、NPSではなく小切手を発する。 <p>3. NPSを資金化する方法:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支払期日以前に、割引金額で売却するためにGFIへ提示する。 ● 支払期日に、満額を回収するためにBIRもしくはBOCへ提示する。 																				
<p>資金化スケジュール</p>	<p>BIR、BIR/OSSが発行したTCCs:</p> <table border="1" data-bbox="325 612 941 786"> <tr> <td>2003年以前に発行</td> <td>2012年</td> </tr> <tr> <td>2004年から2008年に発行</td> <td>2013年</td> </tr> <tr> <td>2009年に発行</td> <td>2014年</td> </tr> <tr> <td>2010年に発行</td> <td>2015年</td> </tr> <tr> <td>2011年と2012年に発行</td> <td>2016年</td> </tr> </table> <p>BOC、BOC/OSSが発行したTCCs:</p> <table border="1" data-bbox="325 863 941 1037"> <tr> <td>2004年から2007年に発行</td> <td>2012年</td> </tr> <tr> <td>2008年に発行</td> <td>2013年</td> </tr> <tr> <td>2009年に発行</td> <td>2014年</td> </tr> <tr> <td>2010年に発行</td> <td>2015年</td> </tr> <tr> <td>2011年と2012年に発行</td> <td>2016年</td> </tr> </table>	2003年以前に発行	2012年	2004年から2008年に発行	2013年	2009年に発行	2014年	2010年に発行	2015年	2011年と2012年に発行	2016年	2004年から2007年に発行	2012年	2008年に発行	2013年	2009年に発行	2014年	2010年に発行	2015年	2011年と2012年に発行	2016年
2003年以前に発行	2012年																				
2004年から2008年に発行	2013年																				
2009年に発行	2014年																				
2010年に発行	2015年																				
2011年と2012年に発行	2016年																				
2004年から2007年に発行	2012年																				
2008年に発行	2013年																				
2009年に発行	2014年																				
2010年に発行	2015年																				
2011年と2012年に発行	2016年																				
<p>資金化プログラムへ登録しない場合</p>	<p>TCC所持者が資金化プログラムへの登録を望まない場合、以前として以下のことを行うことは可能と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未払いの租税債務との相殺を行う。 (BIR Revenue Regulations 5-2000) ● 有効期間は5年間 ● 有効期間の5年間の延長のためにTCCの有効性の再評価の申請を行う(BIR Revenue Regulations 5-2000)。 ● TCCの現金還付を申請する。 																				

<p>資金化プログラムへ登録しない場合 (続き)</p>	<p>例1) Q: X社は未使用の仕入VATを有している。X社はこれを今TCCに換えた場合2016年まで現金化を待つことになるため、Monetization制度へ申請を行わず、そのまま、この未使用の仕入VATの現金還付を申請することが可能か？</p> <p>A: 可能。税法によるとX社は仕入VATの支払い日から2年以内に還付の申請を行える。</p> <p>例2) Q: Y社は2012年に仕入VATの還付を申請しTCCを受領した。資金化プログラムに申請して2016年まで資金化されるのを待ちたくない。この場合、そのままTCCの現金還付を申請することが可能か？</p> <p>A: RR 5-2000に従い、可能である。</p>
<p>KPMGが代行できる手続</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. BIR、BOC、OSSセンターへの資金化プログラムへの登録申請の手続 2. BIRやBOCから発行される小切手やNotification of Payment Schedule (NPS) の、資金化までのフォローアップ手続 3. TCCの現金還付申請の手続

6. その他

【PEZA企業のスクラップ売上に関する課税】

PEZA企業が行う廃棄品・仕損品売上はPEZAに登録された活動とはみなされず、優遇税制の適用対象外の取引となることが明らかにされています(C.T.A. Case No. 6577)。したがって、当該取引から生じる利益は、他のPEZA登録対象外取引と同様に30%で課税される点に留意が必要です。

【PEZA企業の5%課税における控除可能項目】

PEZA企業がITH後に5%の優遇税率によって課税される場合、売上から控除できる費用は限定列挙項目となっている点に注意が必要です。

控除できる項目	ルーリングにより控除項目ではないとされた項目
<ul style="list-style-type: none">・直接給与、直接賃金、直接労務費・製造指導に関する給与・製造に使用される原材料費・仕掛品コスト・製品コスト・製造に使用される消耗品・製造に利用される機械や設備に関する減価償却費・製造に利用される建物、機械装置、倉庫の賃料及び使用料・製造に利用される固定資産に関するファイナンスコストで資産計上されていないもの	<ul style="list-style-type: none">・ロイヤルティ費用…商標権契約に基づく支払・修繕費用…製造に関する機械・設備のメンテナンスに使われた人件費・部材費・保険料…製造に関する輸入材料や機械の保険料・外注費…登録事業に関連する外注機能にかかる外注業者への支払・間接労務費…品質管理、エンジニアリング、倉庫担当者などに対する給与、手当、その他の給付

【個人所得税の現地法人負担の問題点】

フィリピンにおいては、駐在員は全世界所得を申告する必要があります。一方で、日本での給与を現地法人に付け替えて、回収することを検討することも想定されます。この場合、人件費以外での名目で現地法人が支払う場合、当該支払いに関して何らかのサービスフィーとみなされ、源泉税が課されるケースがあります。その場合、個人所得税においても年度末において申告をしなければならず二重課税が生じる可能性があります。付け替えの際には、注意が必要となります。

KPMGフィリピン／R.G.Manabat & Co.のサービス内容

サービスライン	サービス内容
会計監査サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定監査 ● 四半期決算書類のレビュー業務 ● 連結財務諸表作成目的のパッケージ監査・レビュー業務
税務・法務サービス	<p>【税務コンプライアンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内税務・法務問題に対する支援業務並びに意見書の作成 ● 法人税その他各種税務申告所の作成あるいはレビュー ● 駐在員に対する税務サービス(個人所得税申告サービス等) <p>【税務調査への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税務調査への立会い及び対応支援サービス ● 関税調査への対応支援サービス ● 移転価格への対応 <p>【直接投資支援サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社設立、増資及び減資等の会社法関連サービス ● 外国投資の認可並びに優遇措置の申請手続きサービス ● 合併契約書等の契約書の作成支援あるいはレビュー ● 企業再編、統廃合、撤退の支援 ● 企業買収・売却に関わる税務アドバイザーサービス
アドバイザーサービス	<p>【リスクコンサルティング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部統制監査制度対応のための内部統制の構築と文書化に関する支援業務 ● 内部統制監査制度対応のための経営者評価に係る支援制度 ● 社内不正調査あるいは不正関連サービス

サービスライン	サービス内容
アドバイザリーサービス (続き)	<p>【M&A支援関連サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財務デューデリジェンス並びに株価評価 ● ファイナンシャルアドバイザリーサービス ● リストラクチャリングサービス <p>【マネジメントコンサルティングサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務プロセスの評価と再構築支援 ● 地域統合会社設立支援(域内組織及び業務の整理・統合) ● 決算早期化プロジェクト支援サービス ● ITシステムの評価と導入コンサルティング <p>※上記サービスを会計監査の関与先に提供する場合には、一定の制限がある場合がございますので、予め弊社とご相談ください。</p>

R.G.Manabat & Co.
KPMG Philippines
連絡先

山本 陽之(やまもと はるゆき)
Director／日本国公認会計士
T: +63 (2) 885 7000 (ext.317)
F: +63 (2) 894 1985
Email : hyamamoto3@kpmg.com

北村 康晃(きたむら やすあき)
Director／日本国公認会計士
T: +63 (2) 885 7000 (ext.628)
F: +63 (2) 894 1985
Email : yasuakikitamura1@kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
ジャパンデスク連絡先

矢富 健太郎(やどみ けんたろう)
Manager／日本国公認会計士
T: +81 (3) 3548 5120
F: +81 (3) 3548 5113
Email : kentaro.yadomi@jp.kpmg.com

オフィス

Manila – Head Office:

9th Floor KPMG Center
6787 Ayala Avenue
Makati City 1226, Metro Manila

T: +63 (2) 885 7000

F: +63 (2) 894 1985

Email : manila@kpmg.com.ph

Cebu office:

Unit 502, 5th Floor
Keppel Center
Samar Loop corner
Cardinal Rosales Avenue
Cebu Business Park
Cebu City 6000

T: +63 (32) 233 9339

F: +63 (32) 233 9327

Email : cebu@kpmg.com.ph

Subic office:

Unit 142/144&146/148
Ground Flr., Alpha Bldg.
Subic International Hotel Compound
Rizal corner Sta. Rita Roads
Subic Bay Freeport Zone 2222

T: +63 (47) 252 2825

T: +63 (47) 252 2898

F: +63 (47) 252 2826

Email : subic@kpmg.com.ph

Bacolod office:

Suite 3
Doll Building
6th Street, Bacolod City 6100

T: +63 (34) 433 1962

T: +63 (34) 434 9225

F: +63 (34) 434 8015

Email : bacolod@kpmg.com.ph

Iloilo office:

3rd Floor, ATM Business Center
Corner Jalandoni – Ledesma Street
Iloilo City 5000

T: +63 (33) 321 3821

T: +63 (34) 321 3822

F: +63 (34) 321 3823

Email : iloilo@kpmg.com.ph

KPMG values

We lead by example

We work together

We respect the individual

We seek the facts and provide insight

We are open and honest in our communication

We are committed to our communities

Above all, we act with integrity

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 R.G. Manabat & Co. a Philippine partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.